

戦時期日本内地における慰安所・慰安婦認識 ——民衆の責任を考える——

外村大

1. 課題の設定——失われた30年の宿題

(1) 被害者支援運動の問題

日本帝国の戦争遂行のために慰安婦にされた女性たちの問題が注目を集めるようになってから、すでに30年以上が経過した。周知のように、韓国をはじめとするアジアの国々で被害女性たちが名乗り出て、謝罪と補償を求める声が高まっていったのは1990年代初頭であった。これに対して日本政府は、事実調査を行い、その結果を受けて1993年にいわゆる河野談話を発表した。ついで1995年には、元慰安婦のための事業を遂行するために女性のためのアジア平和国民基金（以下、アジア女性基金と略）を設立した。このアジア女性基金は、その事務経費等は日本政府の国庫の支出によっていたが、被害者に支給される償い金は国民の募金を原資としていた。

こうした日本政府の対応は、当時も、あるいは今日も、一定の評価が与えられている。だが、批判の声もまた存在した。被害者支援を続けて来た、韓国の市民運動団体はまったくこれを評価せず、それと連携して来た日本の市民団体も同様の見方を示した。国民の募金をもとにした償い金支給などに見られるように、日本政府は国家責任を明確にしていなかったためである。関連して述べれば、日本政府の史実認定の公式表明も、日本帝国の国家責任についてある種の曖昧さを残していた。河野談話は、慰安婦が本人の意に反して集められたこと、そこに官憲が関与した事例があったことを認めてはいたが、日本という国家にどのような責任があるかは明確に語っていなかった。

このため、慰安婦問題に取り組む韓国や日本の市民団体の多くは、以後も、日本政府の法的責任認定と国庫を財源とする補償実施を求めて運動を続けた。その運動のなかでは、日本帝国政府の組織的な動員によって慰安婦が強制的に集められたことについての史実の認定が常に重視され、意識された。元慰安婦を支援する市民運動団体や歴史研究者もその点を論じ、実証を試みていた。

これに対して、国家補償や国家の責任認定に懐疑的ないし否定的な意見も日本社会のなかには存在した。歴史学者の秦郁彦は「現在の法常識では、時効の問題を抜きにしても日本国が金銭的補償義務を負うのは、元慰安婦たちが『官憲の組織的強制連行』によってリクルートされたことが立証された場合に限られる」との議論の前提条件を示した

うえで、そうした「強制連行」の存在は未だに論証されていないとの見方を示した¹。確かに、朝鮮総督府や陸海軍が、本人の意思に関わらず女性を確保して慰安所に配置せよといった命令を出したことは確認されていない。したがって、提示された議論の前提条件を妥当と考えたならば、国家の責任は認定できず、それゆえ国家補償の必要はない、という結論が導き出される。日本帝国の法秩序の浸透それ自体を疑わず、正否を問わない場合は、秦の意見は説得的であった。おそらくそれは、国家の責任認定や国家補償に踏み込もうとしない日本政府にとって有力な根拠を与えている。

これに対して、元慰安婦の女性を支援する市民団体や歴史研究者は、国家責任の認定のために一層、注力していくことになる。さらに、被害当事者たる元慰安婦の韓国人女性から、責任者を処罰せよという提起を受け、2000年には、昭和天皇や日本帝国陸海軍の高位軍人らを被告としてアジア諸国の市民らとその責任を迫る国際女性戦犯法廷を準備、開催した。この国際女性戦犯法廷では、元慰安婦や元日本軍兵士、歴史研究者らの証言なども受けて、審理の結果、昭和天皇らに有罪判決が下されている。また、これを通じて、慰安婦をめぐる史実や日本帝国の軍隊の関与の深さが明らかになったことは事実である。

このように国家責任の立証は、元慰安婦被害当事者支援の市民運動の最重要課題となっていた。その一方で、日本帝国の民衆レベルの責任について考える作業は十分に組み立てられていたとは言えない。

1990年代を通じて、確かに慰安婦支援の運動は高揚した。しかし、日本社会の多様な人びとがそれぞれの考えを述べたうえで議論を深めていったとは言い難い。当時、まだ少なくなかった戦中派の日本人男性たちのなかには、国家補償には賛成しないが、自らの体験に引き付けて慰安婦問題について考えようとしていた人もいた。だがそのような人びとの声にも耳を傾けつつ、様々な世代、民族、ジェンダーの人びとが自身の責任や被害者への償いのあり方を語りあう場を設定する努力は少なかった。アジア女性基金による、国民の募金による償い金の支給という事業は、国民一人ひとりがこの問題にどう向き合うかを考える契機を与えうるものでもあったが、そもそも、募金に積極的に応じようとする社会的雰囲気は広がらなかった。そのことには、政府が対処すべきことになぜ自分たちがお金を出すことを求められるのかという意識、言い換えれば国民個々人の

¹ 秦郁彦『慰安婦と戦場の性』（新潮社、1999年）、377～381頁。ここで秦は「官憲の組織的強制連行」の定義を明らかにしていないが、おそらくそれは法律に基づく国家の命令やあるいは行政機構の公的な決定による施策で本人の意思に関わらず動員されたケースを想定していると思われる。戦後行われている、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく施策も、軍人軍属や国家総動員法によって動員された者が対象となっており、根拠法令の有無を重視するならば、そのような見解が導かれることはありうるだろう。ただし、植民地社会では、行政機構の決定や法律とは無関係に権力者がある種の強制を被支配者に行いうる現実があったとも言える。その点を視野に入れる時、果たして、秦のこの言葉は妥当性を持つかどうかは疑問である。

責任を問われることへの忌避感も影響していたと見られる²。

1990年代から2000年代の元慰安婦支援の市民運動は大きな意義があったし、同時にアジア女性基金の設立と諸事業の展開についても、評価が与えられてしかるべきであろう。ただし、この間、国家責任の慰安婦問題解決のために尽力してきた人びとの関心は、国家の責任の有無、国家補償かそれに代わる措置かといった点に集中した。それは、結果として、民衆の責任をめぐる議論とそれを通じた日本帝国の加害への深い理解と広範な人びとの反省を現代日本で確立する可能性を失わせてしまった。

(2) 著名ジャーナリストの指摘

そうした、国家の責任・国家補償に議論が集中することの問題の指摘は、実はすでに慰安婦問題への関心が高まりを見せはじめていた1992年になされてもいた。あるジャーナリストは次のように記していたのである。

〔慰安婦にされた〕彼女らが心身に負った深い傷の代償を、日本政府に要求する気持ちは理解できる。しかし不思議でならないのは、そうした動きを見つめる私たち日本人の視点である。責任をとるべきは日本政府であり、すべては旧日本軍が悪いとする見方は、それによって個々の日本人の責任を回避しようとするためのものであるかのようだ。

〔略〕

売春という行為を戦時下の国策のひとつにして、戦地にまで組織的に女性達を連れていった日本政府の姿勢は言語道断、恥ずべきであるが、背景にはそのような政策を支持する世論があった。とすれば、責任を痛感すべきは、むしろ、私たち一人ひとりである³。

この文章を記したのは、その当時から著名であり、今日も影響力を持つ、桜井良子(1994年からは、筆名を櫻井よしことして活動)である。現在の彼女は慰安婦問題についてこうした意見を述べることはない。1990年代末には、慰安婦の強制連行はなかったという認識を示すようになっていた桜井は、被害当事者やその支援者に対する批判を強めるようになる。さらには、2000年代以降には、慰安婦は公娼であり、多額の金を稼いでいたといったといった主張を繰り返して、慰安婦問題についての日本政府の謝罪や補償を求め

² こうした1990年代の状況については、詳しくは、拙稿「歴史としての戦後補償運動」(『抗路』第9号、2022年1月)、および「『和解』はなぜ困難なのか——慰安婦問題と市民運動・歴史研究」(『Odysseus: 東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻紀要』第27号、2023年3月)、を参照されたい。

³ 桜井良子「従軍慰安婦の責任を取るべきなのは日本『政府』だけなのか」(『週刊時事』1992年7月18日号)。

る人びとへの厳しい批判を加えている。今日、被害当事者に寄り添って慰安婦問題の解決を模索する人びとは、彼女の意見のなかに聞くに値するものがあるとすら思わないだろう。だが、1992年における、「責任を痛感すべきは、むしろ、私たち一人ひとり」であり、日本の国家責任の追及のみに終わっていいのかとする桜井良子の言葉は、傾聴すべき貴重な問題提起だった。

ところが、それは顧みられることなく、この間、30年以上、慰安婦問題解決のための議論では国家責任ばかりが論点となって来た。この間の時間は、民衆の責任について論じられなかった、失われた30年とっていいかもしれない。遅きに失したというべきだが、慰安婦問題解決を目指す人びとは、今日改めて、民衆の責任について考えなければならぬ。

(3) 精査すべき実情

ただ、仮に、当時の日本人民衆が、慰安婦が受けた被害について何も知らなかったとすれば、その責任を問うべきかについて自体も含めて検討が必要となる。少なくとも、軍が兵士の「性的慰安」のための施設を作っており、そこでは無理やりに集められた女性たちが過酷な扱いを受けていたという事実が隠されていたならば、民衆の責任はごく限定的となる。

実際、ある種の事実は当然ながら隠されていた。慰安婦問題にかかわる歴史研究を牽引して来た吉見義明は「現地軍が業者を使って軍『慰安婦』を徴募しているという、内地の人々に知られたくない事実が表面化しないように軍と警察が連絡を密にした」と指摘している⁴。軍が慰安婦を集めていることを知られないような措置を当局が取っていたというのである。

だが、軍の売春施設たる慰安所とそこで働かされていた慰安婦に関するあらゆることが秘匿できたわけではない。そもそも、出征して戦地に赴き慰安所を利用した日本人男性のなかには、戦争が継続している期間に日本内地に戻っていた者もいた。戦時下とはいえ彼らが慰安所について何か語ることを完全に止めることはできなかった。さらには、民間人でも軍との取引などがあり、内部事情に通じていた者は銃後の社会にもいる⁵。桜井良子は、軍の慰安所や慰安婦について、日本内地の民衆もそれなりに知ってい

⁴ これは、吉見が発見した、1938年3月4日付陸軍省副官通牒「軍慰安所従業婦等募集ニ関スル件」の解釈に関連して述べたものである（吉見義明『日本軍「慰安婦」制度とは何か』岩波書店、2010年、30～31頁）。

⁵ 永井荷風は、自身の日記の1938年8月8日の条に、次の話を書き留めている。すなわち、「水天宮裏の待合叶屋を訪ふ。主婦語りていふ。今春軍部の人の勧めにより北京に料理屋兼旅館を開くつもりにて一ヶ月あまり彼地に往き、帰り来りて売春婦三、四十名を募集せしが、妙齡の女来たらず。かつまた北京にて陸軍將軍の遊び場をつくるには、女の前借金を参入せず、家屋その他の費用のみにて少なくとも二万円を要す。軍部にては一万円位は融通してやるから是非とも若き士官を相手にする

たと判断している。そして次のように語っていた。

戦前、戦中の話を聞けば聞くほど、あるいは資料で読めば読むほど、当時の日本人は男性も女性も、慰安婦や慰安所の存在を必要なものとして認めていたことがわかる。その理由には「お国のため」「戦地の兵隊さんのため」などという要素もあった。そして慰安婦にされた人には、先に述べた広範囲にわたる外国人女性とともに、日本の貧しい農家の娘たちが多く交っていた。

こうした数知れない女性たちの犠牲を、戦前の日本人は、必要悪として受け入れ、あるいはそれによって守られ、あるいは利益を得ていたといえる⁶。

高名なジャーナリストのこの文章に対して、納得した者は、当時、それなりにいたかもしれない。だが、桜井がここで、当時の人びとが「数知れない女性たちの犠牲」を「必要悪として受け入れ」ていたという根拠は明確ではない。そして、慰安所や慰安婦の存在を容認していた当時の日本人がいたとして、そうした人びとが、女性たちが騙されたり、誘拐されたりして慰安所に連れて来られ売春を強いられていた、という実情を知ったうえでのことなのかも考えなければならない。そうした事実を知っていた人もいるとして、それは不特定多数なのか、ごく一部の特殊な立場の人だけなのか、男性も女性もなのかといったことも、民衆の責任を考える際には重要である。

このことを考えるためには、戦地以外の日本帝国、特に日本内地のなかで、慰安所や慰安婦について人びとがどのように語っていたのかや、多くの人びとが目にする書籍や新聞、雑誌などでもそれに触れていたか、言及があったとすればそれはどのようなものだったかといった調査と分析が必要である。だが、その点について詳細に検討した研究はこれまで見当たらない。

以上のことを踏まえて、本稿は、軍の慰安所や慰安所の実情がどのように、日本内地の人びとに知られており、それがどのように考えられていたかの精査を課題として設定する。そのうえで、当時の日本内地の民衆にどのような責任があるのかについても考察を提示することとする。

(4) 調査の範囲と方法

ただしもちろん、そうした慰安所や慰安婦についての、民衆レベルの認識を把握することは容易ではない。公然と語るのが憚られるような話が、同時代の雑誌や書籍に記されているケースはごく少ない。もちろん、同時代の雑誌や書籍等をしらみつぶしに読ん

女を募集せよといはれたれど、北支の気候余りに悪しき故辞退したり」と記していた（永井荷風著・磯田光一編『摘録 断腸亭日乗 下巻』岩波書店、1987年、58頁）。

⁶ 前掲「従軍慰安婦の責任を取るべきなのは日本『政府』だけなのか」。

でいくことで何か関連する記述は発見できるだろう。だが、1 ページずつ紙面をめくりそこに書かれていることを確認していく作業は労多くして得ることは少ない。したがってそれを行う者はいない。この 30 年間、日本内地の民衆が慰安所をどのように認識していたのかについての研究が蓄積されなかったのは、この点が関係している。

しかし、近年になって、過去に出された新聞、雑誌や書籍のデジタル化が進み、キーワード検索によって、断片的な記述であっても、自己の関心にかかわる史料を探し出すことが相当に可能になった。後に述べるように、国立国会図書館のデジタルライブラリでのキーワード検索で、慰安所、慰安婦などの語を入れてヒットした、日本軍の売春施設に関わる記述を含む文献は少なくない。そこで、以下では主にそれらをもとに分析を進めていく。ただし、デジタル化によるキーワード検索ができない新聞や雑誌の記事、書籍のなかにも、軍の性的慰安施設への民衆の認識にかかわる重要な記述を持つものがあるので、これについても適宜、分析対象に入れつつ、論を進めることとする。

また、分析対象とする時期に関しては、主には 1938～1945 年とする。これは、総力戦が長期化し、軍の売春施設としての慰安所が多く設置されていった時期であることによる。ただし、満洲事変以降準戦時体制が確立されていく時期においても、軍人の買春に関連する記述を含む文献はある。総力戦期にどのような変化が現れたかを把握するためにも、それ以前の時期も視野に入れて必要な点に触れておく。

2. 総力戦以前における認識

(1) 慰安所=休息所の理解

軍の慰安所について、日本内地の民衆がどのように認識していたのかを考える際に、問題とすべきは「慰安所」や「慰安婦」という言葉についてである。これについては、まず、これらの語がいつ一般的に使われるようになったのか、ということを確認する必要がある。

慰安婦という語については、総力戦以前には用いられていない。国立国会図書館デジタルコレクションでの検索で、書籍・雑誌・新聞を対象として、キーワードで慰安婦の語を入れて検索すると、刊行年 1931～1937 年では 10 点ある。だが、そのうち、9 件は、「家族慰安、婦人ノ活動」とか「病者慰安婦人保護」など、慰安婦という単語を用いているわけではなく、たまたま語の配列の関係で「慰安婦」で検索するとヒットしてしまうという文献である。残りの 1 点は、中国人殉難者名簿共同作成実行委員会『中国人強制連行事件に関する報告書 第 3 篇』であり、これは確かに売春に従事させられていた女性を慰安婦と言っている文章を含むが、しかしその刊行年は 1961 年である。なぜそのように異なる年次のものがヒットするのかわからない（中国人強制連行は 1943 年から 1945 年にかけて進められていたので、1937 年以前の文書を合冊して綴じているわ

けでもない)、1937年以前には、慰安婦という言葉自体がそもそもないか、少なくとも一般的ではなかったと見てよいただろう。なお、軍の文書でも総力戦の初期には慰安婦の語は用いられておらず、日本内地で刊行された一般的な書籍や雑誌でもこの語の使用はほとんど見られない(後述)。

他方、慰安所の語は、総力戦の本格化以前から日本内地の民衆の間で割合よく、使用されていた。国立国会図書館デジタルコレクションでの検索で、キーワードで慰安所の語を入れると、かなり多数の文献があることがわかる。慰安所について、書籍・雑誌・新聞の形態によるものという設定で検索した場合、出版年が1931～1937年については1057点、1938～1945年では1096点がヒットする(2024年1月9日最終閲覧)。もちろん、組織内部の極秘文書や自費出版で発行部数が少ない資料も国立国会図書館の所蔵資料にはあるが、それらは相対的に少数である。つまりは、不特定多数の読者を対象とする、ないしはそれを想定した書籍や雑誌、新聞でも慰安所の語が用いられたことが確認できる。

通常、現代日本では慰安所の語は軍の売春施設として理解されている。代表的な日本語辞典である『日本国語大辞典 第二版』小学館、2003年、において慰安所の項目を調べると、「第二次世界大戦中、戦地で特設された、慰安婦を置いた将兵の遊び場所」との説明がある。では慰安婦とは何を示すかと言えば、同じ辞典において「第二次世界大戦中、戦地で、将兵の慰安を名目に、売春をさせられた女性。強制的に連れて行かれた者が多かった。従軍慰安婦」と記されている。その認識を前提とするならば、軍人の戦地での買春について、戦時下の日本の民衆がかなり頻繁に語っていたかのように考えてしまおう。しかしそれは誤りである。

慰安所という語の本来の意味を考えるならば、それは慰安を得る場所となる。そして、慰安という語は、心を慰め休めることであって、性欲の処理と特別に結びつく言葉ではない。それゆえ、慰安所の語は、そのように精神的な安らぎを得て、リフレッシュする場所、という意味で用いられることが多かったのである。例えば、「家庭は、慰安所であると同時に大切な修養所と心得ねばならぬ」⁷、といった文章は、いくらでも見つけられる。

そして、軍隊や軍人に関連する施設について語っている文章のなかでの、慰安所という語も、ある時期までは、売春施設という意味ではなく、本来の意味で用いられることが多かった。つまり、ビールや料理を提供する一般的な酒保や、単純に軍人専用の社交のための会館などを慰安所と呼んでいたのである⁸。

⁷ 野上卯之吉「貧富貴賤に対する一考察」(『弘道』第497号、1933年10月)。

⁸ 例えば太田政之助『前へ…オイ——軍隊ペン画と小砂摩擦』(天橋書房、1931年)、108頁や、「兵営の兄を訪ねて」(『少女倶楽部』1933年2月号)。

(2) 娘子軍の活動と報道

だが、戦地において、軍人を相手に売春を行う女性たちがいることは、知られていない事実ではなかった。それは、総力戦以前の時期においても、多くの人びとを対象として語られていたのである。

そのことを語る場合に、もっともよく用いられた言葉は、「娘子軍」であった。この言葉は、前近代からあり、本来の意味は、女性兵士の集団、ということになる。19世紀末以降、日本から国外に出て売春施設で働く女性が増えると、彼女たちのことを娘子軍と呼ぶことも多くなった。もちろん、それ以降も、言葉本来の意味から連想されるような、活発に活動する女性たちの一団を指して娘子軍と表現する場合もあった。

そして、軍隊が戦地で活動する際に、軍人を相手の売春を目的としてそこに赴く女性がいることは、隠されてはいない。日露戦争時に占領地等におけるそうした女性の存在は、同時代の新聞等でも伝えられている⁹。このため、娘子軍の語に接した読者は、文脈からその意味を判断することとなった。戦地や占領地の状況での娘子軍の活動といった文章に接した場合、その読者は、軍人相手の売春を連想していたと思われる。

そのような意味での戦地における娘子軍についての情報は、総力戦以前の時期においても、よく知られていたし、一般の書籍等でも記されている。例えば、元衆議院議員の真鍋儀十による、満洲事変直後の現地の見聞記である『満洲は微笑む——漫遊綺談』（中和書院、1932年）、201頁、には、チチハルで開店準備中の「料理屋」の写真について「勇ましい娘子軍の活躍は驚嘆に値する」とのキャプションが付されている。同時に、本文200～202頁にかけても、満洲では日本軍の占領とともにフルスピードで女性たちがやって来て、カフェの営業を始める、との記述が見える。

もっとも、この書籍では、軍人相手の売春が行われていることは記されていない。急ごしらえのカフェに女給がいて、そこに入った著者の隣に兵士がいることなどがわかるだけである。しかし、当時出ていた雑誌のなかに、よりあからさまに軍人相手の売春行為について触れている記事がある。『犯罪公論』1932年3月号に掲載された「在満大阪××新聞 松井真吾」による「娘子軍出征——ある従軍記者の話」は、満洲にいる日本軍人相手の売春の状況について実態を記していたのである。

この記事では、まず、満洲事変での軍事行動において、軍人の「性欲問題」が問題になっていることを述べる。その上で、奉天市の「市中の秩序が我軍によって恢復されると…エロの街、奉天に女群の踊りが華やかに展開し」、長崎生れの女性達——長崎の島原は「からゆきさん」＝海外で働く売春婦を送り出した土地として知られていた——の活動について、記者は語る。ついで、これら奉天の花街にいる長崎の女性たちの「競争相

⁹ 藤永壮「日露戦争と日本による「満州」への公娼制度移植」（桂川光正ほか『快樂と規制 近代における娯楽の行方』大阪産業大学産業研究所、1998年）。

手]として、「アリランの歌をきかせてくれる可愛い女の群」つまり朝鮮女性の存在や、満鉄附属地内には「戦争相手の日本人に対しても充分親しさを示し」「日本語で愛嬌をふりまく、大陸」の女性、すなわち中国人女性を置く売春施設があることも述べる。さらには、新民屯に「因業な満洲稼ぎの周旋人の口車にウマウマと乗せられて」やってきたらしき天草娘——天草も「からゆきさん」を多く輩出した——がいたこと、打虎山戦線から来たニュースとして「朝鮮妃屋」が「随分繁忙の模様」ということも述べている。

同時にこの記事では、軍人の性欲処理について政策的な対応が取られていたことも示唆している。すなわち、次のような文章が記されていたのである。

「××の性欲をいかに解決すべきか—こそ用×上看過すべからざる重要問題だよ君」と×××の×××××が大真面目に語った…

出づれば弾丸雨飛の戦陣、入れば野郎ばかりの荒涼たる寒い寒い雑魚寝、写真の美人に恋したり、異性のにほいが耐らなく鼻につひたりするのも至極尤もなのである。奉天の某ミッション、スクールの×××××が××の○○○に××され、校長のアメリカ人が頭からカンカンに湯気を立てて怒鳴り込んだとの噂をきいた、嘘かも知れない。或ひは本当かも知れない。何でもその後急に偉い人達が××の性欲問題に頭を悩まし、手をまはして各地から××さんを慰める×を××したところを見ると、××××××××う。

かなり多くの伏字のために、記者が伝えようとしたことを正確に把握することは困難である。しかし、日本の軍人が関わる、ミッションスクールの関係者を被害者とする性犯罪かそれに類する事件が起こり、これを契機に、軍あるいは現地の日本人行政機構の高位役職者が、軍人相手に売春をさせる女性を集める措置をとっていたらしきことを述べているという推測が可能であろう¹⁰。

もっとも、この記事を書いた、『犯罪公論』は、社会の裏面を猟奇的な記事売り物にしたもので、誰もが手にする、販売数も多大な雑誌というわけではなかった。また、伏字の存在からわかるように、それを語ることは憚れていた。特に現地の行政当局や軍の

¹⁰ 伏字に入りそうな語で推定しうるものを入れてみると次のような文章となる。

「兵士の性欲をいかに解決すべきか—こそ用兵上看過すべからざる重要問題だよ君」と×××の×××××が大真面目に語った…

出づれば弾丸雨飛の戦陣、入れば野郎ばかりの荒涼たる寒い寒い雑魚寝、写真の美人に恋したり、異性のにほいが耐らなく鼻につひたりするのも至極尤もなのである。奉天の某ミッション、スクールの若い女性教員が皇軍の日本人に悪戯され、校長のアメリカ人が頭からカンカンに湯気を立てて怒鳴り込んだとの噂をきいた、嘘かも知れない。或ひは本当かも知れない。何でもその後急に偉い人達が兵士の性欲問題に頭を悩まし、手をまはして各地から兵隊さんを慰める女を募集したところを見ると、それは事実であろう。

幹部が、兵士相手の売春に関わっていることは語ってはいけないという意識が存在していたと考えられる。

(3) 性病対策と医学者の関心

しかし、軍の管理の下で、軍人相手の売春を行う場所があり、それが慰安所と言われていた事実は、完全に秘匿されていたわけでもない。売春施設としての慰安所の設置や運営に関わった、あるいはそれを利用した軍人は、そのことについて知っていた。また、軍務に就いていなくても、それについて認識していた者はいたようである。

性病予防に取り組んでいた医学研究者の文章では、日中戦争開始以前の時期でも、慰安所の語を、特に詳しい説明なしに軍人の買春に関連する文脈の中で用いている。例えば、高木繁「性病の撲滅と予防（十七）」（『皮膚と泌尿』1935年5月号）、では、世界大戦時に、軍人の性病対策を案じたヨーロッパ各国での研究者が、「安価にして危険なき慰安所をば軍営内に設ける」べきだ、と主張した事実に触れている。

この文章で、高木繁が売春施設として慰安所の語をなぜ用いていたのかについては、不明である。ただし、彼がこの文章を記した時期にはすでに、売春施設を慰安所と言っている事例はあった。1932年の第一次上海事変でこの地に上陸した、日本海軍陸戦隊は兵士の性病対策として設置した施設を慰安所と呼んでいたのである¹¹。そして、この上海にすでにあった海軍慰安所については、総力戦以前に2人の医学の研究者が、立ち寄り、そのことは医学関係者向けの新聞に記されている。そこでは慰安所という語も使われている。

まず、平壤医学専門学校教授の屋代周二は、ヨーロッパに向かう途上の1935年7月、そこを訪れた。簡単な記述ではあるものの、彼は「〔日本海軍陸戦隊本部の〕、特別のお計らひで、取急ぎ海軍軍人慰安所を見学する。花柳病対策には Sea cream と云ふ自家製剤を使用させてみた」と記している（『渡欧途上』『日本医事新報』1936年1月11日号）。また、東京帝国大学教授の遠山郁三は、「ブタペスト国際性病予防会議より帰りて」（『日本医療新聞』1936年3月31日号）で、次のように記していた。なお、遠山は梅毒について研究していた。

上海に於ては日本海軍が性病予防の為に特に慰安所を作って居り、其処には醜業婦が集められてゐる。即ち一つは水兵、一つは下士卒の為のもの。其処へ行って見てもどちらかといふと日本の方が設備が整つてゐる様に思ふ。

¹¹ デジタル記念館慰安婦問題とアジア女性基金、「慰安婦とは——慰安所の設置」、<https://www.awf.or.jp/1/facts-01.html>、2023年12月31日最終閲覧。

これらの2つの記事は、上海にある海軍慰安所が、海軍軍人相手の売春を行う施設であることを隠さずに述べていた。また、上記の文献の筆者自体も、その語を奇異なものとして捉えていない。性病予防に関心を持つ医学関係者の間では、軍の売春施設としての慰安所の存在は割合よく知られていた可能性がある。

なお、屋代と遠山はともに、そうした慰安所の存在自体についても、売春施設を軍が管理していることに対しても、批判的な見方は示していない。上海の海軍慰安所について「設備が整ってゐる」と記した遠山は、むしろ、そのように、軍が関与して性病対策をする、そのために「醜業婦」を集めて慰安所を設置することについても肯定し、必要性を認めていた可能性がある¹²。

ただし、これらの2つの文章は医学関係者向けの媒体であり、猟奇雑誌とは性格が異なるにせよやはり、その読者は限定されている。したがって、軍の売春施設の存在やそれを慰安所と呼んでいることなどは、広く一般的な常識とまではなっていたわけではなまいだろう。

3. 総力戦期の情報の流布

(1) 一般紙の婉曲な報道

だが、1937年7月以降、状況は変化していく。日中間の全面的な軍事衝突が長期化し、それまで以上に多くの日本の軍人が中国大陸に渡り、占領地を広げていった。その過程で、軍人等を相手として売春を行う場所、そこで働く女性たちが増えていった。このことに関連する情報は様々な経路を通じて増えていった。しかも、これに関する記事は、一般商業紙の紙面においても見つけることができる。

例えば、『都新聞』1937年10月9日には、北京、天津、朗坊を回った、俳優の梅島昇による報告が掲載されている。この従軍記には「陣中に咲く大和撫子」の見出しがついており、次のような一節がある。

郎坊、豊台には思ひがけぬ大和撫子の花の群れが色とりどりの服装で、紅、白粉の匂を漂はせて陣中慰藉の、大役を引き受けて居る

アンペラに囲まれた小舎や、又は貨車を借受けて、その入口に、アンペラの帳を

¹² ただし、この遠山の文章での「日本の方が」という箇所が、他国の何と比べているのか、どのような点で日本の設備が整っていると言っているのかは判然としない。なお、1938年3月、遠山が会長を務めていた日本性病予防協会は帝国議会に、「花柳病予防法改正ノ請願」を提出している。請願の理由では、中国戦線に出征している日本人が性病に罹患し、その関係で、日本内地でも性病が蔓延することへの憂慮が述べられている（久保田英助「男性セクシュアリティ形成の社会史——近代日本における性道徳と性知識」早稲田大学大学院教育学研究科博士論文、2014年）。

おろして、これを出入りする乙女の姿を見ると「玉簾の奥や、ゆかしき…」といふ風情を偲ばせる

その後、各都市の「平定」が進んだ後の、1938年4月3日には、「皇軍慰問」から戻った者の現地情報をもとに「北、南支の花柳界 芸妓軍も各地に転戦」との記事が『都新聞』に掲載された。そこでは、「大連には四百名（内半数は二枚鑑札）奉天には三百人の芸妓がある」「新京にも三百人近い芸妓がみたが、事変後北京張家口方面に主人の移動する者が多く従って主人に抱えられてゐる芸妓もその方面に移動」、「天津は三百何十人という芸妓」「北京は更に天津以上で、四百人からの芸妓」「上海は事変前と変りなく、現在も三百人からの日本芸妓」がいる、といった情報を伝えている。次いで、同じ年の6月16日付には台湾から広東に向かった特派員による「娘子軍を満載して蒸れ返る南支那海を渡る」という記事が掲げられた。特派員は、船内の三等船室の「七、八割まで女、廿五六から秘かに四十近いと観察できる女たちでシュミーズ一枚で寝転んでいること、彼女たちは、日本には「もう郷愁もなければ未練もない—といふよりは、そんなものはアッサリ捨ててしまふ哀しい習慣を、何年かかゝつてしっかりと作り上げて」「無感覚」になっている、と記していた。さらには、その中には「広東のカフェーに働きに行く女」もいることも書かれている。つまり、三等船室の娘子軍が男性の酔客らを相手にするような接客業者であることがわかるような記述となっていたのである。

ただし、これらの記事は、売買春が行われているとか、軍人相手の売春施設があってそこに女性たちが向かっているといったことを明確に述べていたわけではない（もっとも、1938年4月3日付の記事での二枚鑑札とあるのは、娼妓としての営業許可を得ている女性をさしている。また、同じ記事中には、大連の状況について「何と云ってもまだまだ朝鮮ピー（私娼）の勢力下にある」との語句も見られる）。記事の書き手は実際にはそれを知っていたかもしれないが——そして読者の多くはそのことを察知していたかもしれないが——、そうであるにせよ、あくまで婉曲に伝えられただけである。なお、『都新聞』のこれらの記事では慰安所や慰安婦という語も使われていない。

(2) 現地からの報告と進出案内

こうした、一般商業紙での婉曲的な報道は、露骨に売買春について記すのが憚られるという事情のほかに、検閲も関係していただろう。日本帝国は、戦争に関係する自分たちに不都合な事実は徹底的に秘匿しようとし、それに触れた文章について、当局は発売禁止や削除を含む処分を下すことができた。慰安所・慰安婦に関連する記述についても、当然、その対象となっている。例えば、1938年2～3月に中国の戦地を見聞していた小林秀雄が『文藝春秋』1938年6月号に発表した「蘇州」では、慰安所についての記述を

含む文章が削除されている¹³。付言すれば、慰安所についての記述が問題になりうるということ自体を、作家や記者が意識し、そのこと自体が話題にされていることも同時代の文献のなかで確認できる¹⁴。

とは言え、国立国会図書館デジタルコレクションでの検索による調査からは、総力戦期に出された各種の刊行物のなかに、兵士の性欲対策や売買春に関連した文脈で慰安所という語が使われている事例を確認することができる。さらには、そこで売春を強いられた女性たちを慰安婦と呼ぶ事例も、1930年代末には少数ではあるが出始めていたこともわかる。そうした、売春施設としての慰安所、そこで働かされている慰安婦の語を用いた文章を含む資料は、ある組織の内部の報告書や個人の陣中日誌（この時期の刊行物でも戦死者についての追悼文集に含まれることがある）など、検閲と無関係の、不特定多数の読者を想定していない私家版のような書籍以外のなかにも確認できる。言い換えれば、不特定多数の読者に向けた雑誌や書籍でも、戦地の売買春に関連する慰安所や慰安婦という語が用いられるようになっていたのである。

例えば、『実業の日本』1939年1月号掲載、1938年11月23日開催の「南京現地座談会」では、「娘子軍問題」という小見出しが付された部分で、慰安所の話が出てくる。それは、実業之日本社社長でジャーナリストの野依秀一と南京憲兵分隊長の堀川静夫陸軍大尉の次のようなやりとりである。

野依「堀川大尉に伺ひたいのですが——兵隊さんの性欲問題ですがね」

堀川「それは問題ですね、慰安所がこゝにもあり、病気を注意しなければイケマセンです」

野依「こゝでは検閲は……」

堀川「してあります、他に異議者もあつたが、私は断然実行させましたよ。九分通りはイケマセンよ、そんなものはみな病院に入れてあります」

野依「芸者もさうですか」

堀川「無論さうですね」

¹³ この点については、山城むつみ『小林秀雄とその戦争の時——「ドストエフスキイの文学」の空白』（新潮社、2014年）、が明らかにしている。

¹⁴ 中国戦線での兵としての体験をもとにした作品「黄塵」を発表していた、上田広を囲んだ「上田広帰還座談会」（『文藝』第8巻1号、1940年1月号所収、保高德蔵、広津和郎が出席、ほかに編集部記者が参加）では、その点についてのやりとりがある。すなわち、「記者」による「戦地でものを書く時に、検閲的な制約をうけなかったですか」との問いかけに対して、上田はあまりないとしつつ、ただし「黄塵」で注意を受けたことを紹介したところ、「記者」は「慰安所ですか」と即座に聞いていたのである。これに対して、上田は「彼処はいかぬとか…。」というあいまいな言葉しか発しておらず、記者もそれ以上追及しないまま、次の話題に移っている。このことから、慰安所については、検閲で問題になりがちであったか、そのように意識されていたことがうかがわれる。

野依「それは日本女ばかりですか」

堀川「どうしまして、支那女も同じです。これも無論検閲してゐます」

当時の『実業の日本』は、主要な経済誌の一つであり、野依秀一も著名なジャーナリストであった。そうした影響力を持つ媒体に、性欲問題を解決するために慰安所という施設があることを述べていたのである。

同じ時期には、書店で販売していたと見られる、一般的な書籍でもこれほどはっきりした書き方ではないが、売春施設としての慰安所に触れたものがいくつかある。1940年にモダン日本社から刊行された、軽いエッセイ風に占領地や兵隊たちの動向を記した書籍の田口精一『老特務兵』¹⁵の270頁には次のような、一節がある。

「みあんしょ」と云ふネオンの出てゐる大廈高樓(?)がある。「みあんしょ」は慰安所である。将兵の労苦を慰安するところの意味であらう。丁度今日が開業当日と云ふ、朝鮮の美人連が車で済南の市中を示威行動(?)して歩き廻つてゐる。

また、同じ本の370～371頁には、慰安所に金を使う兵士が多いことをめぐり、戦友との会話のなかでの次のような言葉がある。

僕アですネ、〔故郷の学校に俸給を寄付した〕佐野君の事は神に近い行為だと思ひます。佞ふでなし、誇るでなし純真な気持から出て居るその行為は戦争に来て始めて理解できるものですネ。然し一方慰安所を必要とする兵隊亦必ずしも非難すべきではないでせう。戦争は人間を原始に還元するものだとすれば、夫も又一つの人間の行為の表現に過ぎぬとして許さるべきものでせう。

著者の田口は慰安所で何が行われているかは書いていない。しかし、慰安所には、「美人」の朝鮮人がいて、人間的行為をすることに触れて、それが売春施設であることを示唆していた。

さらに、一般商業紙でも、売春施設であることをうかがわせる文脈で「慰安所」の語を使用した記事が1939年3月11日付の『大阪時事新報』に載っている。それは従軍作

¹⁵ 田口は、1937年7月に「名誉の応召」、輜重兵特務兵として「北支から中支への転戦約1年間」の後、1938年7月に除隊した人物で、職業作家ではないようである。ただし、この書籍は、当時、月刊誌『モダン日本』も出していた著名出版社から刊行され、全国紙に割合大きな活字をもって何回か広告が打たれている（『朝日新聞』1940年2月17日、同年12月21日、1941年1月22日）。これらのことから、この書籍は、ベストセラーとまでは言えないにせよ、誰もが読もうと思えば手にできたと見られる。また、同書は、さらに1942年には、先生書店という出版社から、『ほがらか特務兵』という題目で刊行されている。その際の発行部数は5000部となっている。

家・雄川泉昌の報告で、「日章旗のはためくところ 半島女性は前線へ！」という見出しが付けられ、記事中に「“慰安所”の半島人の女性たち」という語がある。戦地における娘子軍の存在、中国大陸では売春に従事する朝鮮人女性がいることの報道等は少なくなかったわけであり、これが売春を行っている女性であることは、多くの読者が気付いたであろう。

そして、こうした売春施設としての慰安所の話題は、占領地の現況や兵士たちの活動を伝えるなかでのみ登場していたわけではなかった。銃後の民間人の経済的利益への関心との関連でもそれは語られていた。

日本帝国の中国大陸での戦争は、日本の民間人にとってはビジネスチャンスの拡大を意味していた。戦争の長期化のなかで、日本軍占領地では、秩序回復と戦禍の破壊からの復興が進められた。大都市には兵站が築かれ、それを維持するための要員も増えていくこととなる。これに伴い生まれる、各種需要——特に在留日本人向けの——も当然、拡大していた。それについての日本内地の民間人の関心も広がっていく。かくして、中国大陸ではどんな事業が有利であるかといったことやそこで就職についての案内の雑誌記事等が、1938年頃より書かれるようになっていた。

その一つである「北支ではどんな商売が儲かるか」(『実話読物』1938年7月号)という、雑誌記者や事業家による座談会では、占領地での「湧き立つ軍需景気」の様子が口々に語られている。有望な事業についての話題では雑貨商、ホテル業と並んで、「何といっても、派手に儲けるのは水商売」「芸者などは、凄いもんだ」と出席者は語っていた。この座談会では「慰安所」という言葉は出てきていないものの、「朝鮮服の半島の唄姫」や「支那娘子軍」が「俄然活発な動きを見せている」といった出席者の発言もある。これらを併せて考えれば、売春を行わせる女性を集めての事業展開が「儲かる」仕事であることを読者は理解していたはずである。

また、同じ時期には書籍でも中国大陸での事業経営を計画する者への指南書のごときものが刊行されていた。その一つである、神田肅『大陸進出読本』新々社、1939年、13～14頁には次のような文章が見える。

前線での酒保は大隊長の許可を得てやればよい訳だが、身元が確実でないと容易に許可を呉れないのみならず、追々軍直営でやる傾向がある。慰安所も同様で特に身元の確実なことが第一条件で而も之は端した金では中々できない上に、過去約二ヶ年、絶えず第一線で軍と生死を共にしつつ経営してゐる人々の掌中に堅く握られてゐる玉で、新参者がこの玉に触れるには相当の手蔓金蔓に恵まれてゐることが絶対必要条件であらう。

引用文に見るように、この書籍の著者は、慰安所の経営について、これから参入する

のは容易ではないと見ている。逆にそのことは、日本軍占領地での有利な事業として少なくない人が「慰安所」について考えていたことを示している。この本では、その慰安所がどんな仕事を行っている場所なのかの説明はない。しかし前述のように、同じ時期の雑誌で、軍人の性欲問題への対応で慰安所の話が出てきていることや、占領地では水商売が有望であるといった情報が記されていたことを考えれば、軍人相手の売春施設であることは、この本を手取る者も理解していたであろう。

(3) 慰安所=売春施設の浸透

このように、日中戦争の長期化の過程では、慰安所という語が売春施設であることを認識し、その意味で使用する人びとは増えていった。もちろん、総力戦が続く中でも、休息し、安らぎを得る場所という意味での慰安所の語が用いられることは多かった。しかし、国立国会図書館デジタルコレクションでの検索をもとに調査すると、売春施設という意味での慰安所という語を用いていると推測される文献は 68 点を数える。表 1 はその書誌データと関連箇所の内容をまとめたものである。なお、語義をどのように用いているかの基準としては、前後の文脈とともに、慰安所が利益をあげるための施設を意味している、女性を置いている施設であることが明確である、性病に関係する記述がある、通常の休息の場所とは異なる意味を付与するために「特別」「特殊」「特種」の語を付している、商号に「楼」の字が用いられている、のどれかが該当するものを、売春施設であると判断した。したがって、統計資料や事業者名鑑の類で慰安所とあるものの、それ以上の情報がないものについてはここに含まれない。

これらの文献の関連記述についてやや詳しく見ると、1938 年時点では、売春施設について慰安所と呼ぶことを奇異に感じてか、「慰安所と云ふ所」という表現を用いているものが確認できる（表 1 の 3 と 4、これは同じ内容であり、なぜ編者が別の冊子がでているのかは不明）。あるいは、「生理的の慰安所」といった言い方でわざわざ、一般的な休息所のようなものではないことを示している筆者もいた（表 1 の 6）。

しかし、すでにこの時期でも、「慰安所の娘子軍」（表 1 の 10）といった語が使用されていることや、特別という語も付けることなしに慰安所という用語を記して性病管理について語ったりするケース（表 1 の 7、ただし、これは第一次大戦時のヨーロッパでの性病対策を紹介した際にすでに「慰安所」の語を使っていた文章を掲載していた『皮膚と泌尿』誌である）も見られるようになっていた。さらに、1939 年 12 月に刊行された雑誌の記事では、「慰安所まがひの料理屋」という語句を確認できる（表 1 の 34）。これは、兵士たちがそんなところにお金を使うのは嘆かわしいことであり、恥であるということ語るために記されている。仮に慰安所という語を精神的な安らぎや休息を得る健全な場所という意味で理解している者がほとんどであるというのであれば、このような表現は成り立たない。言い換えれば、書き手は、読者において、戦地の慰安所といえ

売春が行われているようないかがわしい場所であるとの了解があることを前提としていたのである。

なお、この時期に書かれた、日中戦争ではなく、日露戦争当時のことを題材とした、人気作家の小説でも、売春施設を意味する慰安所の語が用いられている。木村毅による、乃木希典の伝記（初出は『富士』1939年1月号＝表1の13、その後、大日本雄弁講談社や博文館から出版された著書に収録。表1の23と51）は、乃木が法庫門に陣営を構えた際「見て見ぬふりをして、軍政署が慰安所を設けることも黙許した。だから逸早く三十余人の娘子軍がこの蒙古境の町にも乗りこんで来て兵の眼を喜ばした」との記述がある。

そして、1940年代に入ると、戦地に限定せず、それ以外の場所での売春施設を慰安所と呼ぶ例も出て来ていた。日本内地の炭鉱・鉱山に動員された朝鮮人労働者の労務管理についての調査報告では、性欲問題についての対策として、近くに慰安所を設置しているといったことが書かれていたのである（表1の45と63）。さらには、東京の吉原などにある貸座敷、つまりは遊郭それ自体を慰安所と呼んでいる事例も、1943年10月発行の雑誌で確認できる（表1の68）。すなわち、軍事上も重要である海上輸送の仕事をしている船員が、東京港から上陸した際に、「海員章」を持参すれば、都下の全貸座敷業者が料金を優遇し、時間外の昼間でも登楼できることを伝える記事があり¹⁶、それについて「慰安所優遇」との小見出しが付されていたのである。

ただし、慰安所という語が売春施設という意味以外で用いられなくなったわけではないことにも注意しておく必要がある。前述のように国立国会図書館デジタルコレクションでの検索で、図書、雑誌、新聞について、1938年から1945年の期間、キーワードに慰安所の語を入れてヒットする文献は、1056点であった。その多くは、憩いの場、安息を得られる場所、オアシスのごとき所といった意味で慰安所の語を用いている。戦地の状況を伝える文章でも、そのような、いわば健全な慰安所について述べているものも珍しくない¹⁷。

また、女性を主な読者として想定していた婦人雑誌では、売春施設の意味での慰安所の語の使用例は確認できない。男性の買春について語ることは、女性読者の不興を買う

¹⁶ これは東京都が実施すると伝えられている。なお、軍人の時間外の貸座敷利用はそれ以前から認められていたようである。こうした、行政施策としての、売春施設の利用での軍人優待については、今後、調査が求められると言えよう。

¹⁷ 例えば、日本軍が駐屯している天津の状況を伝える、大屋久寿雄「春は甦へる 軍都天津の明朗色」（『国際写真新聞』第199号、1938年10月）は、次の3つの施設について紹介し、それを「慰安所」と表現している。すなわち、「茶菓、新聞、雑誌の無料サービスは勿論、入浴、散髪まで一切無料」の日本基督教会で経営する「憩の家」、東本願寺経営の「茶菓新聞雑誌の無料奉仕」を行う「兵士ホーム」、さらに国防婦人会天津分会経営の「小母さんの家」である。これらの施設で、売春が行われていたとは考えられない。

ことは必定であり、これは特に不思議ではない。ただ、その結果、男女間の情報格差が生じていたことに注意しておくべきであろう。つまり、同時代に生きていながら、戦地における売春施設としての慰安所やそこで売春を強いられている慰安婦についてよく知らない女性たちは男性に比べて相当に多かったのである。

(4) 慰安婦という新語

このように慰安所という語は売春施設を意味するものとして使われる機会が多くなり、そのように理解する人びとが増えていった。では、そこで売春を強いられる女性たちはこの時期、どのように呼称されていたであろうか。前述のように慰安婦の語は、総力戦の開始以前には確認できない。1936年に上海の海軍慰安所を見学していた医学研究者も、そこにいる女性たちを醜業婦と記していた。これは慰安婦という語を知っていたうえで言い換えていたわけではない。というのは、ある時点まで、軍の文書の中でも、慰安所の語は出て来ても、そこで働かせる女性たちを慰安婦とは呼んでいないからである。例えば、陸軍が慰安所に送る女性たちを日本内地で集める際に、「軍の威信」を損なうことがないように関係者に注意を促した、1938年3月4日付の通牒の起案文を見れば、その表題は「軍慰安所従業婦等募集ニ関スル件」となっている。また、その本文でも慰安所の従業婦との表現が用いられている¹⁸。ただし、その後、軍内部では慰安婦という語が公文書で用いられるようになった。その事例は少なくとも1940年6月時点では確認できる¹⁹。なお、海軍では特要員という語も用いられた²⁰。

けれども、慰安婦の語は軍隊の外部にいる人びとにすぐに広まったわけではない。言い換えれば、慰安婦の語は、総力戦の初期においては、まだ、多くの人にとっては、新奇な言葉であった。そして、慰安所イコール売春施設という認識自体も持っていない者にとっては、それが何を意味するのかはすぐには理解できなかった。このことで生み出された悲劇が、婦人雑誌『主婦の友』1939年9月号に掲載された「婦人の大陸進出案内大陸で就職するには？ 渡航手続きは？」という記事で紹介されている。悲劇の内容は次のようであった。

¹⁸ この文書は、吉見義明編『従軍慰安婦資料集』（大月書店、1992年）、などに所収。吉見義明の資料集では、105～107頁。

¹⁹ 「デジタル記念館慰安婦問題とアジア女性基金」のウェブサイト中、「慰安婦とは——慰安婦とは」の画像、「南支派遣林隊長発給証明 1940年6月27日『資料集成』第1巻152頁」において、「慰安婦」の語が見える。<https://www.awf.or.jp/1/facts-00.html>、2023年1月3日最終閲覧。

²⁰ 重村実「特要員と言う名の部隊」（『別冊文芸春秋』1955年12月）、では、1942年5月30日付の、海軍省軍務局長・兵備局長の連名の「第二次特要員進出ニ関スル件照会」という関連文書を紹介している。また、このことを紹介しつつ、秦郁彦は「海南警備府の戦時日誌（42年5月14日）に『特要員に対し検診施行』の記事が出てくるから、どうやらこの時期に〔海軍軍人の利用する売春施設で働く女性を指す言葉として特要員という語を〕造語した」と述べている。ただし、秦はそれが定着しなかったと推測している（秦郁彦前掲書、134頁）。

渡支前に採用が決定して、現地と充分連絡の取れてゐる事務員、タイピストなどは、殆ど失敗することはないが、接客婦の方が被害の実例が非常に多い。昨年末、内地の某地方新聞に発表された、『慰安婦募集、旅費雇主負担、月収二百円以上』の広告に応じて、純朴な数名の女性が渡支したところ、『慰安婦』とは、内地の娼妓のことであったといふ実例がある。

さらに、この記事を読んだと思われる男性が、『読売新聞』1940年1月5日付に「職工は職工がいい」という投書を行っている。全体の主旨は、むやみに職業の名称を変えるのはよくないということで、職工を工員と呼ぶのではなく、職工は職工という呼称でいい、というものである。その主張に関連して、投書の筆者は、「雑誌で読んだ話」として、次のような話を続ける。すなわち、「新聞の求人広告に、北支で慰安婦なるものを可成り良い条件で募集してみた。応募した幾人かの娘さん達はその地へ着いて、慰安婦とはどんな仕事をするのかと思つてみたら、何と売春だったさうな。成る程慰安婦に違ひない」というのである。この投書から考えて、この時点でも、「慰安婦」の語ですぐに売春の業務を連想する者は、日本内地の人びとの間では少なかったと推測できる。

そして、軍隊内の公文書で慰安婦が用いられるようになって以降の時期を含めても、売春に従事する者についてこの語を用いるケースはそう一般的ではなかったようである。国立国会図書館デジタルコレクションで、図書・雑誌・新聞について、1938～1945年の期間で設定し、慰安婦の語をキーワードに入れて検索すると、ヒットする文献は22点である。そのなかには明らかに、売春とは無関係のものもあり、2点は1945年8月以降の時期に刊行された雑誌での記述である。これらを除外し、そこで売春に従事していた女性である可能性を排除できない事例（占領地や日本軍が駐屯していた満洲等の地域における女性についての記述はそのように考えた）を残せば、表2のようになる。ここには統計に関連した記述のみなもの（表2の2）や俳句（表2の3と7）および詩（表2の6）も含む。

したがって、慰安所で働く、売春に従事させられている女性について慰安婦と呼んでいたのは、総力戦の拡大・長期化のなかでも、戦地にいた軍人など一部の人びとの間にとどまっていたと見られる。この時期においては、慰安所にいる女性たちについて述べる際には、「慰安所の女」、「娘子軍」、「特殊婦人」、「接客婦」といった語を用いるのが普通だったのである。

とは言え、前述のような求人詐欺の犯罪を伝える記事などを通じて、「慰安婦」が売春に従事させられる女性を意味することを学んだ者もいたであろう。そして、軍の内部で用いられるようになった慰安婦の語が、軍人以外にも広まっていったことは大いにありうる。かくして、軍隊外でも慰安婦という新語を知る者は次第に増えていったはず

である。

このことと関連して、注目されるのは、戦争が終結し、占領軍たる米軍人が日本にやって来た直後、一般商業紙に、慰安婦の語が用いられている事実である。『東京新聞』1945年10月27日に掲載されている、国際親善使節協会名義の、「ダンサー」や「喫茶店女店員」についての求人広告には、「慰安婦ニ有ラズ」との言葉が付されていたのである。実際のところ、これは米軍人相手の売春を業務とした女性を集めていたと思われる求人広告である。だが、そこにわざわざ、「慰安婦ニ有ラズ」と記していたのは、「慰安婦」が日本軍の慰安所で売春に従事させられ、奴隷のように扱われた女性たちであることがかなり知られるようになっていたからではないだろうか。つまりそのような仕事ではないとして、警戒心を解こうとしていた可能性がある。

4. 限定的な事実の認知と容認

(1) 知られていた軍の関与

前章で見てきたように、総力戦期には、慰安所の語が売春施設を指していることがあり、それが戦地に置かれていることも広く知られるようになっていた。さらには、慰安婦の語を用いた就業詐欺の犯罪についても、婦人雑誌や一般商業紙を通じて伝えられていたこともわかる。ここで問題になるのは、日本内地にいた民衆が、そのような事実に対してどのような見方を示していたのかである。

最初に述べたように、それについての分析と評価は、そうした人権侵害や、悪質な犯罪と日本帝国の行政施策や軍の活動との関わりについて、同時代の人びとがどの程度把握していたのかという問題を踏まえて進めるべきである。この点は、当時の厳しい言論統制等の弾圧について十分考慮する必要がある。ただし、戦地での日本軍人の買春について、組織としての日本軍の関与についての推測、関連する行政施策の妥当性について全く考えることができなかつたとまでは言い難い。すでに見て来たように、戦地における売春施設としての慰安所やそこで働かされている慰安婦について言及している文献は同時代においても存在していたためである。

もっとも、売春施設としての慰安所に触れた文献でも、その設営管理を軍が行ったうえで、その利用が軍人専用、あるいは軍人軍属専用となっているといった説明を詳細に行っているものは確認できない。そもそも、占領地等について書かれた文章でも、軍関係者以外の者の利用も可能である、あるいは軍関係者以外が利用することを想定している売春施設を慰安所とっているものも散見される。

しかし、軍人軍属向けの慰安所があったことがわかる文献も確認できる。出征した兵士である小田明夫の手記である『戦線素描』（日本文林社、1942年）、240頁では、南京の自身の体験について記している。

こゝにも支那名物の人力車が多く、至る所に群なして屯し、至る処町中を走ってゐる。この人力車は客さへ乗れば行先もきかずに何処までも走りつゞける。兵隊だと黙ってみても「軍人軍属以外はお断り」と札の下がった慰安所へ車をつけてくれる。そして兵隊の顔をふり返って、「間違ひないだらう」と言ふやうな眼付きをする。これは予め慰安所と黙契があつて、客をつれてくるといくらか銭が貰へる仕組みになつてゐるらしい。

この書籍の著者は無名の一市民であり、初刷も 2500 部にすぎない。とは言え、この書籍を手にとつた人びとは軍人軍属用の慰安所があることを知つたはずである。

戦地で慰安所を開設するうえでは、現地の軍の許可が必要であることも、周知の事実であつた。というより、それは常識で容易に理解できることであろう。したがつてそのこと自体は書籍に記しても問題にはならなかつたようである。実際、一般の書店で売られていたと見られる本でも関連記述を見つけることはできる。伊崎浩司『討伐日記』（ぐろりあ・そさえて、1942 年）、259～260 頁には著者が聞いた、慰安所経営を始めようとする民間人と中隊長とのやり取りの話が紹介されている。慰安所開設を願い出たのは、所属する部隊の酒保の出入り商人で団子や餡巻を扱っている、朝日屋と呼ばれる店の主人である。彼が憲兵隊に許可願を出した際に、中隊長は「同じ日本人の大陸発展する意味から賛成して置いてやった」。だがさらに朝日屋の主人は「部屋を区画するのにこちらの吠をくれませんかと云つて来た」ので、中隊長は「怒鳴り返してやった」というのがその内容である。

また、前述の神田肅『大陸進出読本』でも、慰安所については、現地の部隊の許可が必要とされることについて述べていた。しかもその記述が出てくる箇所には重要な情報も含まれる。すなわち、「前線での酒保は…追々軍直営でやる傾向」があり、「慰安所も同様」だと書かれているのである。ここからは、慰安所と呼ばれている施設のなかには、軍が単に業者に委託しているというよりは、直接、それを設置して運営しているものがある——少なくともそのようにしていく方針がある——ことが明らかにされている。

このほか、軍と慰安所との関わりでは、軍医が、そこにいる女性たちの検閲を行っていることも隠されていない。前述のように「南京現地座談会」では、憲兵分隊長自身がそのことについて語っている。

このように見れば、軍人軍属専用の売春施設である慰安所の存在やそれについての現地部隊の関与という事実は、日本内地においてもそれなりに知られていたと考えられる。だが、慰安所で働かれる女性たちを集める過程で、軍がどのようにかかわつていたのか、あるいはいなかったのかについて言及している文献は見当たらない。前述の伊崎浩司『討伐日記』では、朝日屋の主人が、「朝鮮人を大勢背負ひ込んで来て」慰安所の開業を依頼

しに来たことが記されているものの(260頁)、その朝鮮人がどのように集められたかの記述はない。船や列車で慰安所に行く女性を見かけたことを記している文献もあるが、ほとんどは慰安所に向かう女性と同乗した旨を簡単に述べているだけにとどまる。例外的に、清閑寺晋「上海蜘蛛」(『揚子江』第2巻2号、1939年2月号)は、長崎から上海に向かう船の三等船室に押し込められた、「奥地へ行く娼婦」と見られる40人ほどの女性——その一人は「慰安所に行く姐さんさァ」と自嘲気味に語る——とそれを引率する男性について観察をもとにした描写を行っている。ただしそこでは、彼女たちが軍人ないし軍属に連れられているとか、軍隊の勧誘を受けて中国大陸に向かっているというような説明はない。

この点はもちろん、軍人や軍属が、慰安所で働かせる女性たちを直接集めたり、引率したりしていることが検閲で許されなかったという事情があると一応は考えられる。しかし、そもそも、そうした行為自体がおそらく稀であり、民間人に依頼して、要員を確保するケースが多かったことが関係していると見たほうがいだろう。元慰安婦の証言でも、はっきり軍人や軍属とわかる者によって連行されたというものは少ないからである。とは言え、慰安婦がどのように集められたかへの言及がないことによって、軍がそれにどう関わったかが知られないままとなったことは確かである。

(2) 軍の加害性の隠蔽

売春施設である慰安所では、酷い人権侵害が行われていた。そこで働かされていた女性たちも意に反して連れていかれていた者がいた。この点については多くの被害当事者の証言があり、日本政府はその点を認めた河野談話を現在も撤回していない。

戦後になって出された日本軍の軍医や兵士だった人物の回想でも、慰安婦の中には何も知らずに騙されて来られた女性がいたことは語られている²¹。つまりは、同時代においてそのことを知りえていた者は、なにも一部の高位軍人だけではなかった。

しかも、前述の『主婦の友』に掲載された「婦人の大陸進出案内」は、「慰安婦」の募集に応じて中国大陸に渡ったところ、現地でそれが娼妓を意味することを知ったという就業詐欺の事例について記している。だが、このことは大きな問題とならなかった。

このような当時の状況について理解するためには、まず、そもそも騙されて中国大陸等に連れ出される女性は総力戦以前から少なからずいたことを視野に入れておく必要が

²¹ 1954年の東宝映画『ゴジラ』などを手掛けたことで知られる、映画監督の本多猪四郎は、1940年から1941年にかけて軍務に就き、「中支方面の兵站司令部で、内地から来る慰問団の日程を作成する仕事の傍ら慰安所の管理の仕事にたずさわった」。そのことから慰安婦の女性の話をよく聞いていたという彼は、「サメザメと泣いて、慰問団だということで応募したらこんなところへ連れて来られた、という娘が何人かいた」と語っている(本多猪四郎「慰安婦係軍曹の回想」『映画芸術』1966年4月号)。

ある。一般商業紙でも、騙されて中国大陸に渡って苦境に陥っている女性たちについて、たまたま家族と連絡が付いて救出された場合、記事として報じていたし²²、廃娼運動関係者もこれを問題にしていた。『廓清』1938年1月号掲載の、金井鉄之助「所謂娘子軍の非状」は、「鮮満奥地、或は支那各地」に「内地ブローカー」の手によって送られた「娘子軍（売娼婦）」について伝えている。この文章のなかで、金井は、「過去十年間の間に何人の親から鮮満の奥地或は支那各地に売られた娘の救助を訴へられたか分からない」とも記していた。

今日そのようなことが起こったとすれば大きな問題として注目され、取るべき対策等をめぐって議論がなされるだろう。だが、この時点では、このような明らかな犯罪行為について、日本社会の中で驚きが広がったり、その根絶を目指す活動が盛んになったりした事実は確認できない。こうした犯罪は、しばしば起こっていることであり、被害者の救出は日本帝国の警察力や領事業務でも無理であると考えられていたためである。金井も「警察網の完備した内地であつたら彼女等の奪還は易々たるもの」であるが、中国等では事情が異なりそこでは「風紀警察が完備して居ないから、謄本一本でいつでもどこへでも転々と売られて行き、遂には其所在すら分らなくなって了ふ有様」であると述べている。騙されて中国大陸等で売春を強いられる女性たちには同情するにせよ、政策的にそれを防ぐことはできないから、自己責任で気を付けるほかないという認識が、当時の日本内地の民衆の間で共有されていたのである。

そして、もし、そうした犯罪が日本軍と——組織的にではなく、軍人や軍属が個人的行為であっても——関係しているとなれば、大問題となったであろうが、その点は知られていなかった。前章で述べたように、「婦人の大陸進出案内」が掲載された1939年において、慰安婦の語は一般的ではなかったし、仮にその語を慰安所で働く人であると推測したとしても、そもそも慰安所は、軍人が利用する売春施設を意味するとは限らなかった。それゆえ、戦地にいた軍人や一部の日本人は別として、日本内地の民衆、とりわけ女性の場合は、軍の内部事情に通じていた者を除けば、この時点では慰安婦の語を用いた就業詐欺の話の聞いても、軍との関係を連想する者はいなかったであろう。

もっとも、「婦人の大陸進出案内」では、戦地における就業詐欺の被害者と軍人との接触のエピソードも語られている。それは次のようなものである。

²² 騙されて中国大陸に渡り、苦境に陥っている日本女性の話は1930年代半ばの時点でも新聞や雑誌で確認できる。例えば、中国人男性と内縁関係になり中国に渡ったところ、女中のような待遇で酷使された事例（『都新聞』1936年4月16日付「支那の奥地で泣く大和撫子に積極的救ひの手」）や銀座の某百貨店の女性店員が「満洲国行女事務員高級待遇」に応じて満洲国に渡ったところ、女給として働らかされているという話（『都新聞』1937年2月10日付「満洲へ行ったら、『高級事務員』とは『女給』」）など。

ごく最近の実例であるが、牧少将が上海附近の或る町に一泊されたとき、少将の郷里が熊本だと聞いて、泣いて訴へた一人の酌婦があった。事情を訊けば、この女は兄と従姉妹と四人で、確実な就職先があるといふ周旋人の言葉を信じて渡支したが、来てみると思いもかけぬ酌婦の契約だ。帰らうにも旅費はなし、三人泣きの涙で醜業をつづけてゐるといふ。

ここでは、その酌婦が軍人専用の売春施設の慰安婦であったとは書かれていない。在留日本人一般が利用する料理屋の酌婦による売春も少なくなかったから、実際に軍慰安所の慰安婦に関連する就業詐欺ではなかった可能性も排除できない。ただし、戦地における料理屋の酌婦も含めた多様な売春従事者を集めるための就業詐欺や誘拐は、軍の活動によって生まれたものであり、現地の部隊が許可を与え、軍人もそれを利用していた。その意味では戦地の多様な売買春の拡大に対して軍は決して無関係ではない。けれども、「婦人の大陸進出案内」の上記エピソードはそのことを語っていない(付言すればなぜ、一介の酌婦が少将に面会できたのかも記されていない)。逆に、現地の軍人の姿を、被害者たちの訴えに耳を傾ける存在として描くことで、加害性を隠蔽していた。

騙されて中国大陸等に連れていかれた女性たちの救出を訴えた、前述の『廓清』掲載の金井による論説も、やはり、売買春にかかわる犯罪と日本軍との関係については触れていない。しかも、金井はこの論説の冒頭に「満洲国の独立に次で、支那事変に於ける、連戦連勝に早くも北支の要都に、日東の皇旗輝き仁政が生まれんとする秋、我等の最も関心を持つ寒心事の一つに海外発展の娘子軍(売娼婦)なるものがあります」という文章をおいていた。そのうえで「満蒙北支はもとより、我国威の普く天地は将来の禍根となる此種の毒草は枯り取らねばならぬ」とも金井は書いていた。騙されて売り飛ばされた娘子軍が増えていく懸念があったなかで記されたこの廃娼運動家のこの見解は、その一因となる日本軍の作戦展開と占領地の拡大維持を否定するのではなく、それを支持していたというほかない。

(3) 必要悪論と帝國的慨嘆

もちろん、廃娼運動は売春そのものに対して批判的であった。また、それに積極的に関わっていたか否かを問わず、多くの日本人民衆は売買春を道義的に問題とあると認識し、その横行を望ましいとは考えていなかったはずである。

しかし、売春に従事する女性たちの存在は公に認められており、それが法的に禁じた売春防止法の成立が1957年であったことがわかるように²³、当時は売買春を良いことで

²³ 施行は1958年4月1日である。なお、米国施政権下の沖縄では、売買春は合法のままであり、日本への施政権返還によって売春防止法の施行という経緯をたどった。

はないにしても、必要とする意識も根強かった。そのようななかで、戦地に慰安所という名の売春施設があり、それを軍人が利用していることについても、許容する意見があった。その根拠としてあったのは、男性の本能としての性欲が存在しそれへの対応として認めざるを得ないという認識であった。前述の田口精一『老特務兵』での、戦地の兵士による「慰安所を必要とする兵隊達亦必ずしも非難すべきではない」「其も又一つの人間の行為」という言葉は、そうした認識を語ったものであろう。野依秀市による次のような文章もそうした認識からの売春施設の許容の主張であった。

広州の約七千人の日本人の中には、例の娘子軍が百数十名ある。が、これがなかなか私は疎かに考へてならぬものだと思ふ。動もすると醜業婦などいったりするが飛んでもない話だ。日本軍の進出に伴ひ、又日本人の発展に伴ひ、娘子軍がそれに伴って進出しなかつたらどうするか、とても淋しくて堪ったものでなからう。広州にも南京、漢口等の如くに矢張り兵隊さんの慰安所と云ふものが設けられてある。つまり娘子軍がある訳である。これでもなかつた日にはどうするか²⁴。

また、野依は前述のように、1939年11月に南京における在留邦人らを招いた座談会において、憲兵隊長が慰安所の存在について述べた際、検閲についての質問を重ねている。ここからは、性病対策との関連で軍人向けの売春施設の存在の必要を考えていたことも推測される²⁵。

しかし、戦地における軍人用の売春施設の必要性をめぐる根拠について、それ以上の深い議論が展開された形跡は見当たらない。性欲という問題を考えるならば、本来であれば、戦地での兵士による現地の民間人に対する強姦予防との関連なども語られてしかるべきであるかもしれないが、それについて同時代に一般に公開された文献等では確認できない。そうした犯罪は公にされていなかったし、仮定であっても皇軍兵士の犯罪についての話は、許されなかったためであろう²⁶。

²⁴ 野依秀市『南北支那現地要人を敲く』秀文閣書房、1940年、133頁。

²⁵ もっとも、軍人向けの売春施設が設置されれば、性病予防につながると野依が考えていたという確証は得られない。売春施設はむしろ、性病拡大の温床となりうる。軍の慰安所についてもそのような点からの懸念は、同時代においても皆無ではなかった。『皮膚と泌尿』1939年2月号の「雑報」では、出征して中国大陸の病院に勤務していると見られる医学士からの通信のなかに、「今日から此処にも慰安所が開設されるそうですから〔性病の〕患者が増やさねばよいがと今から心配してみます」という文章が確認できる。なお、同じ雑誌に掲載された、前述の「性病の撲滅と予防（十七）」は、第一次世界大戦当時のヨーロッパの性病対策の議論に触れて、「戦地に於ける娼家の閉鎖を主張」した者がいたことも紹介している。必ずしも、軍が管理する慰安所の設置が性病対策に有効であるとは、医学研究者の間でも考えられていなかったのである。

²⁶ この点は、満洲事変直後とも異なると言えるだろう。前述のように『犯罪公論』1932年3月号掲載の記事では、奉天のミッションスクールの関係者を被害者とする性的暴行事件の噂と兵士の「性欲

ただし、軍人の買春やそのための売春施設が全面的に肯定されていたわけではなく、それを問題視する意見も確かに存在していた。軍人専用の慰安所であることの明記はないものの、占領地等で売春施設が目立つことに対しては、一般商業紙の投書欄でも批判が載っていた。『大阪朝日新聞』1939年2月22日付の投書欄・青ポストには、「北支、大陸生」による「之で好いか」という文章が掲載された。それは、「何よりも最初に出来るのがカフェ、料理屋その他酒と酌婦らの享楽慰安場所」であることを嘆き、「大陸にある日本人よ一人一人が正しく意義ある生活をしようではないか」と訴えていた。また、雑誌『祖国』1939年12月号掲載の「困った日本人 ある帰還部隊長の話」にも、中国の占領地にやってくる「不良日本人」の問題に関連して「儲けた金を内地に送金する旗頭が、慰安所まがいの料理屋といふのでは、どうにも困ったもの」という文章が記されている。これに類似する議論は、大政翼賛会の会議の発言でも確認できる。1941年7月28日の大政翼賛会第一委員会では、松本広信委員が「日本ノ兵隊サンノ行ツタ後カラ行ク銃後ノ国民ノ仕方ヲ見テ居ルト、我々ハ実ニ情ナイ所ガ多ノデ、例ヘバ軍人サンガ行ツタ後ニ直グ慰安所ガ行クトカ安カフェーガ開カレタリスルト、東亜ノ民族ハ、是ガ日本ノ本当ノ文化カト思フ」ので問題である、と述べていた²⁷。

しかし、こうした発言は、軍や軍人を批判の対象としているのではない。大政翼賛会の委員らが問題にしているのは、金儲けを目論んで占領地にやってくる民間人たちの振る舞いであり、そこにはアジアの指導者たる日本人にふさわしくないという、帝国のナショナリズムと結びついた慨嘆とでも言うべき意識があった。例えば、「之で好いか」の筆者は「みだらな格好をした女どもと酔ひどれて大道を歩き洋車の車夫にまで笑はれるのを見かける。かつこの種の男や商売女に限って車夫などに空威張りしてつまらぬことに殴ったり、または女のくせに足蹴にかけたりしてゐるのを見る。彼らを導くべき日本国民があればよいのかと嘆かましい」と記していた。

そして、この投書では、上記の文章に続けて「この点政府としてもこの種の女の取締が必要ではないか」と提起していた。売春施設としての慰安所について批判的な目を向けた論者においても、誰がそれを必要として、利用しているかについての問題は語られていない。意識されなかったか、あるいは意図的にか、軍と軍人の加害性は視野の外に置かれていたのである。

(4) 「商売女」への蔑視

次に、売春施設の慰安所にいる女性たちがどのように見られていたかについて見ておこう。一般に売春に従事する女性たちが、尊敬の対象として語られることはない。ただ、

問題」への軍の対策が示唆されている。

²⁷ 大政翼賛会『調査委員会第一委員会速記録』大政翼賛会、1941年。

同時にそのような仕事に就いているのは、本人ではどうしようもない不幸な事情があったらうとして同情が寄せられる場合もある。だが、同時代の文献では、占領地にやって来ていた彼女たちに関して、そうした同情を縷々述べているものは確認できない。

そして、憐れむべき人びとという意識がないだけでなく、彼女たちを醜く、粗野で汚らしいものであるかのように記している文献もある。前出の清閑寺晋「上海蜘蛛」では、長崎から上海に向かう船の三等船室にいる「奥地に行く娼婦達」と見た女性たちについて次のように記している。

だらしも何もあつたものではない。襟元をひろげた着物の着こなし、厚化粧、二の句がつけない髪飾、異様に醜い女を選びに選んだかとあきれられる許りだ。〔略〕

超満員であるから土間まで仮床を用意してある。その上に白い肉塊がごろごろしてゐる。酔っぱらって聞くにたえない卑淫な話をし白けた馬鹿笑ひを四辺一杯にまき散らしてゐるもの、安キャラメルをグチャグチャ噛んでゐるもの、船酔ひでぐったりまいって青息吐息のもの——まるで糞壺だ。

おそらく軍人であったと見られる芹江裕による「花束に代へて みどりに贈る」という詩（『日本詩壇』第116号、1943年8月）でも、インドネシアの街で出会った「慰安婦」について「正視するに吾堪へざりき」という語句がある。解釈の余地はあるものの、彼女たちについては「眉引きて軽羅纏へる」とあるので、品のなさを感じて記している可能性があるろう。

こうした、粗野で下品な人びとであるといった見方以外に語られることとして、金儲けをしている、あるいはそれを目論んでいる女性たちという認識がある。『大亜細亜』1939年5月号掲載の重岡材輔「支那事变従軍記（三）」では、揚子江を行く船で慰安所に向かう女性たちと乗り合わせた筆者が、「戦場で荒んだ気持の兵士には何より女が慰安だ、其の懐を狙うふ一旗組であるかも知らない」という感慨を述べている。「懐を狙う」という言葉からは、慰安所の女性たちがお金を得ようとしている点がまず、印象付けられる。また「上海蜘蛛」では、女性たちについて「そのどれを取っても三百円五百円の借金でくびがまはらず、こんどこそは一儲けし借金も払いあはよくば金をヒッ掴んで帰らうと思つてゐるんだらう」という推測が述べられている。もっとも、この文章には、女性たちの疲れ切った様子や「借金が返せる金が出来たら……」とため息をついている者もいることも記されている。その意味では、筆者は厳しい境遇に陥った女性たちへの哀れみも持っていたかもしれない。とは言え、戦地の売春施設に向かう女性たちについては、金を稼ぐ「商売女」として蔑む傾向があったのは間違いない。

そして、このことは、軍が管理する慰安所と呼ばれた施設において行われた過酷な人権侵害の問題から、人びとの眼をそらすことにつながった。慰安所で働く女性たちは、

清純無垢な存在ではなく、お金を得る目的で、本人が納得済みでその仕事に従事しているという認識を生み出していたからである。同時に、そのような認識を持つ軍人らは後ろめたさを感じることなく、売春施設としての慰安所の設営、管理を担当し、それを利用したと考えられる。

(5) 従順な慰安婦像

だが、軍との関連での売春に従事する女性たちが登場する場合は、抜け目なく稼ぐ、粗野な女性とは、異なる側面が語られてもいた。すなわち、慰安婦たちは、国策に協力し、兵士たちに安らぎを与える女性たちとして、しばしば描かれていたのである。まず、軍務に就いている者が日本内地の雑誌に寄せた俳句や短歌では、次のようなものがある。「慰安所のやさしき女や雷雨晴れ」（表1の18）、「慰安所の女等出でて水筒の湯を満たしてくれぬ孝感駅に」（表1の39）である。前者は軍医による句で、慰安所にいるのはやさしい女であるとしている。後者は出征兵士による短歌で、自発的に兵をねぎらっている光景が描かれる。なお、後者の作者は「慰安所の女等憲兵に会釈して連絡船に乗りこみ来たり」（表1の44）の一首も詠んでいる。会釈をするくらいは当たり前行為ではあるものの、軍の確立した秩序に従っている状況を描いていると言える。このほか、「慰安婦にしかられている外は雪」（表2の3）という句もある。ここで叱っているというのは、しっかりせよというような励ましの言葉であるとも想像できる。そうであるとすればやはり、兵を思いやる慰安婦の姿がそこにはある。

また、1940年に中国から仏領インドシナに向かった部隊の一員であった中村正徳の手記『仏印進駐』（風土社、1941年）、127頁、には、皇軍慰安所を通過する場面がある。そこでは女性たちが次のような反応を示したことが描かれている。

六十里の間へ分散配置してゐた兵団のためにただ二軒の皇軍慰安所の前を通過する。

半島出身の女たちが、大日本国防婦人会の襷を掛けて門に立ってゐる。万歳ァい、と金切声があがる。旗をふってゐる。万歳万歳。

婀娜たる姿はないがなにかしらしほらしい姿でそれはあった。白いエプロンを着たそれが、ただ一途に旗をふり、万歳を叫んでいる。

遠のいて、はるかになったとき不意に海見が立ちあがり、万歳ァい。おまへらはよ来いよ。わしらの後を来んと、支那軍に掠はれるぞゥと呶鳴る。

実際に行軍に参加していた人物の手記であるので、そのような光景は確かに見られたのだろう。だが、国防婦人会の襷を掛けて旗を振り万歳を叫んだのは、無理強いされた結果であるかもしれないし、慰安所の女性たちが、常に日本軍人に対して好意的であっ

たとは考えられない。しかし、慰安所の女性たちは、たとえ朝鮮人であっても日本帝国の一員として、日本軍を支持し、軍人たちを頼る存在として描かれている。

一般商業紙に掲載された前述の雄川泉昌「日本軍旗はためくところへ 半島女性は前線へ！」もやはり、慰安所の朝鮮人女性が、日本帝国の一員であることを誇り、日本軍兵士たちとも親しくしている様子を描いている。この記事で、雄川は、「“慰安所”の半島女性たち」が「朗らかに日本国民であることを誇りとして、今日の場合の支那人に対して一種の先覚者のやうな態度で臨んでゐる」とし、「城門の出入や駐車場の入口では支那人は悉く携帯品や身体検査をされるが、日本人と半島人は知らぬ顔の半兵衛さんである。そのとき半島人の得意や思ふべしで、みな我らは同じ“天皇陛下を頂いてゐるんぢや偉いもんぢやろ”と肩を聳やかす」ということや、淮河を渡る時にも、「支那人は一団となってジャンク型の船に乗船するが、我々日本人と半島人は石油エンジンの取付けた船です、青や紫の上衣を着てゐる半島娘が“一寸待って下ちャァい”と尻を振り振り船着場まで走って来る、そのときは兵隊さんの船頭さんが赭顔を綻ばしてまつ」といった情景が見られることを記していた。

もちろん、この時期、朝鮮人の反抗的な態度や、慰安所の女性たちの苦しみに気付いていた日本人もいただろう。だがそれを描くことは適切とは見なされなかったし、そもそも検閲を通らなかつたであろう。とは言え、女性は男性を喜ばせサポートする存在であり、朝鮮民族は日本帝国の統治を喜んでいる、ないしはそうあるべきだという認識が社会常識となっていたなかでは、朝鮮人慰安婦たちが自分たちを信頼しつき従っていると信じていた日本人男性がいたとしてもおかしくはない。そしてそのように考え、そうした慰安婦の姿を語ることは、戦地の軍人や日本内地の民衆たちが、自らの加害性に気づく契機を失わせていた。従順な慰安婦というイメージを抱くことは、粗野で下品な「商売女」として蔑む行為とかなり遠いようでもある。だが、両者はともに、戦地で売春を強いられる女性たちの人権侵害を隠蔽し、軍の売春施設としての慰安所の存在を容認する民衆意識と密接に関わっていたのである。

5. まとめと今後の展望——議論の深化のために

(1) 確認できる事実

以上、本稿では戦時期の日本内地の民衆が慰安所・慰安婦をどのように認識していたのかについて、当時の書籍や雑誌・新聞の記事から分析を進めた。確認できた重要な事実は次の通りである。

まず、総力戦以前には、軍の売春施設としての慰安所について言及していた文献は少ない。しかし、戦地での軍人の買春とその関係での娘子軍と呼ばれた売春に従事する女性たちの増加についての事実は知られていた。また、広い読者を獲得していた雑誌で発

表されたわけではないが、軍がそれについて関与していることを示唆するものもあり、性病予防に関心を持つ医学者の間では、海軍慰安所を見学した経験についても語られていた。

総力戦期には、戦地からの報告などから、売春施設としての慰安所についての情報がある程度、知られるようになった。この過程で、慰安所の語が売春施設を指し示す意味で使われるケースが増えた。また、それまで用いられていなかった慰安婦の語も使用例が少数であるが確認できる。そうした売春施設としての慰安所と軍との関わりは、日本内地の民衆が読む書籍等でも記されていた。ただし、それはそこにいる女性への検閲実施や営業許可の付与などについてであり、維持運営や女性たちを集めるにあたって軍が果たした役割などについて触れた文献は見当たらない。

したがって、売春に従事させるための女性の就業詐欺等が軍の慰安所がそうした犯罪行為を誘発しているとして批判されることはなく、日本軍の中国大陸占領への支持はむしろ売り飛ばされた娘子軍の救出を訴える廃娼運動家からも主張された。軍人専用の売春施設の存在も性欲対策で必要とされ、それが占領地で目立つことについて好ましくないと見る者もいたにせよ、その理由はアジアの指導民族としての尊敬を受けられないということで、女性の人権を守るためではなかった。しかも、そうした慰安婦は、金稼ぎが目的の「商売女」や、あるいは日本帝国軍人を激励し信頼する従順な女性として語られていた。そして、それが語られ、流布されることで、慰安所に関わった軍人や日本内地の民衆は、慰安所・慰安婦に対する加害性を意識せずにいたのである。

(2) 問われるべき責任

このような認識を示していた戦時下の日本内地の民衆に、慰安婦とされた女性たちへの人権侵害の責任があるだろうか。責任があるとして、ではそれはどのような点で、問題にするべきだろうか。

本稿のはじめにおいては、日本人一人ひとりの責任を問うべきという桜井良子の言葉を紹介した。だが、史料に即して当時の状況を見る時、そもそも桜井が前提としていた認識自体が正確ではないか、少なくとも説明不足であったことがわかる。彼女は「売春という行為を戦時下の国策のひとつにして、戦地にまで組織的に女性達を連れていった日本政府」を「支持する世論があった」と記している。さらに「当時の日本人は男性も女性も、慰安婦や慰安所の存在を必要なものとして認めていた」とも述べていた。だが、日本帝国がその臣民全体に向けて軍慰安所設置の政策を説明した事実はない。そもそも、慰安婦を集め、売春に従事させるべき法律は存在せず、それに基づく行政機構の組織的な連行が公然と進められていたわけではない。つまり、当時の日本帝国臣民が自国政府を支持していたとしても、慰安所・慰安婦と行政機関や軍との関わりの実態を知った上での支持ではなく、それに同意を与えていたわけでもない。

そして慰安所や慰安婦の要員確保についての国策が提起も提示もされていない以上、当時の日本内地で、それについての何らかの世論が形成されることもあり得なかった。軍の売春施設としての慰安所の存在は完全に隠されていたわけではないが、それについて伝えている報道や書籍は多くはなかった。そして、慰安婦とされた女性たちに対する慰安所での人権蹂躪、要員確保の過程での違法行為と軍との関係は、語られることはなかった。検閲の制約もある中で、当時の日本内地の民衆が、慰安所と慰安婦に関わる問題について詳しく知ること自体が難しかったのである。さらに言えば、民意によって軍による慰安所の設置運営や慰安婦の要員確保をやめさせる、あるいは改善させることが出来たかと言えば、その可能性は100%なかったと言っていいだろう。

繰り返しとなるが、慰安婦とされた女性たちの人権侵害にかかわる当時の日本内地の民衆の責任は、上記の諸点を考えて十分に慎重に議論しなければならない。重大な責任があるという結論を安易に導き出すことは避けるべきであろう。

とは言え、総力戦期においても軍人専用の売春施設としての慰安所の存在は日本内地の人びとが目にする様々な書籍等に記されていた。慰安所という語に注釈をつけずとも、それが売春施設を指す意味が理解されるようになるほどに、認識は広まっていた。同時にそれ以前から、占領地が拡大すると、軍人相手の売春を行う女性たちがそこにやってくる事実も知られていたし、騙されて海外に連れて出され売春を強いられた女性たちの悲劇も伝えられていた。しかも、それが慰安婦という語を用いて行われた事例があることは雑誌や新聞にも掲載されていた。日本内地の民衆も、こうした情報に接したならば、軍が管理する慰安所の問題、そこで売春を強いられている女性の要員確保での違法性についても推測できたはずである。そもそも、戦地から帰還した兵からその話を聞くこともあっただろう。そのうえでなぜ、軍が慰安所を設置運用し、慰安婦を集めることへの批判や疑問が語られなかったのかが問われなければならない。

もちろん、理由の一つは軍に対する批判は許されず、それを語っても何も変わるはずがなかったから、ということになるだろう。しかし同時に、慰安所で働かされている女性たちについての同時代の言説を考えれば、それ以外の日本内地の民衆意識もそこには影響があったと見ることができる。具体的には、最低限の人権意識の欠如と男性優位の社会規範、そして、他民族を劣位に見て、自分たちを指導者と位置付ける日本人の独善的ナショナリズムが問題となる。

まず、最低限の人権意識の欠如は、総力戦以前からしばしば語られていた、日本帝国における売春強要目的の海外への女性たちの連れ出しや就業詐欺への根本的対策を不在のままにしていた。同時に、売春に従事する女性たちを対等な人間として見ず、彼女たちの処遇への関心の欠如も生み出してもいた。そうした女性たちは、お金を得る目的で、本人が納得してその仕事に就いているといった認識しか持たない者も多かったであろう。そのような日本内地の民衆は、占領地で慰安所が儲かっているという情報に接した場合、

なんらの問題を意識しなかったとしても不思議はない。

次に、女性たちを常に男たちに従い、その仕事を助けるべき存在として位置づけていた社会規範は、戦場の慰安所にいる女性たちについても、喜んで軍人たちを激励し、奉仕しているという認識の下地を作り、それを広げた。そのなかで現実の慰安婦が直面していた苦しみは覆い隠されていた。付言すれば、総力戦期に戦地からの報告を語り、そこで慰安所や慰安婦について言及していたのは、ほとんどが男性である。女性の視点からの慰安所や慰安所についての認識が提示されなかった——言論出版の業界においてそれが必要であるとも考えられていなかったためであろうし、許されなかったとも考えられる——ことは、勝手な男性たちの思い込みを修正する契機を失わせていたと言える。

そして、日本内地の民衆に浸透していた独善的なナショナリズムは、日本帝国の軍隊の中国大陸等での占領地拡大に対する支持を広げた。本来であれば、これを批判すべき廃娼運動家も、この独善的なナショナリズムから自由であったわけではなく、日本軍の活動を肯定した。その一方で、それが軍の売春施設としての慰安所とそこで働く慰安婦の増加をとまなうことは忘れられた。さらに、慰安婦たちのかなりの数を占めていた朝鮮人との間に存在した民族矛盾も、独善的なナショナリズムを持つ日本人には意識されなかった。アジアの指導者たる日本帝国に従っていると考えていたためである。

以上をふまえて、慰安婦とされた女性たちへの人権侵害にかかわる日本内地の民衆の責任について整理してみよう。当然ながら、軍の活動を左右し得るような権能を持たない民衆には、慰安所の設置を決めて慰安婦を集める政策決定に関与した日本帝国の軍隊の幹部、高位の官僚、政治家らと同等の責任はない。だが、軍の慰安所での人権侵害や慰安婦の要員確保における違法行為を何かの機会を通じて知っていた、あるいは書籍等の情報を通じてある程度推測し得た者——それらの情報に接するのは男性が多かったであろう——については、それを問題としなかったことに関わる責任はゼロとは言い難い。

ただし、当時の日本内地の民衆は、市民的自由を極度に制限されていた。しかも、最低限の人権を守るべきという感覚も存在せず、男性優位の社会規範と独善的なナショナリズムが社会を覆っていたなかで、それが問題であること自体に気が付かずに日々を送っていた者がほとんどだった。当時の日本内地の民衆は、それ以前からの常識を疑わずに過ごしていただけであったとも言える。

そのような人びとの責任は、あったとしても、かなり限定的である。同時にそれらの人びとの責任を議論することはおそらくそれほど重要な意味を持たない。むしろ、最低限の人権感覚の欠如、男性優位の社会規範、独善的なナショナリズムが、なぜ社会を覆いつくすようになっていたのかの解明がより重要となろう。それは、近代日本がどのように形作られ、どこに問題があったかの考察に等しく、容易に答えを見出し難い。とは言え、慰安婦をめぐる史実に向き合う者は、近代日本の歴史総体を振り返り、それについて考え続けるべきだろう。

(3) 明らかにすべき課題

もっとも、最低限の人権感覚の欠如、男性優位の社会規範、独善的なナショナリズムが問題である、というのは何ら目新しい見解ではない。多くの史料に当たらなくとも、慰安婦問題解決を考えて来た人びとが意識し、同じような意味の言葉を発して来た。

だが、いまだにそうした意識や思想の克服は課題であり続けている。元慰安婦の被害者に対する謝罪も補償も不要である、と声高に叫ぶ人びとがその主張とともに語るのは、慰安婦が多額のお金を得ていたということである²⁸。そうであれば問題ないという驚くべき人権意識の持ち主は、いまだに少なくない。また、戦地での体験を持つ元日本人男性は、しばしば、戦後、慰安婦たちが従順で、日本軍に協力的であったことを回想している。秦郁彦はこれに注目して、論考のなかで紹介しているが²⁹、そこには、男性優位の社会規範や独善的なナショナリズムが影響していないかの検証はない。

したがって、日本軍の慰安婦にさせられた女性たちの人権侵害の反省を日本社会の中で確立するためには、戦後日本社会の民衆の慰安所・慰安婦認識がどうであったか、なぜ、日本帝国期の認識と同様の要素があるのかを考えていかなければならない。その際には、まず、慰安婦についての事実を知っていた者が多くいたなかで軍部批判の自由が付与された戦後直後、どのようなことが語られたかを把握し、それについての分析を進めるべきであろう。この点は今後、明らかにすべき課題としたい。

また、本稿では、分析の対象を日本内地の民衆に限定した。だが、慰安婦の被害をめぐる史実の調査やそれに基づく議論を深めるためには、いうまでもなく同じ時期の朝鮮で軍の慰安所とそこで働かされる慰安婦たちがどのように知られ、語られていたかを把握する必要がある。これについても、今後の課題となる。

²⁸ そうした見解を取る、櫻井よしこ＝桜井良子ら、ジャーナリストや文化人、日本の国会議員は、2007年6月14日付の『ワシントン・ポスト』に慰安婦をめぐる「真実」についての意見広告を出している。そこでは、慰安婦は、強制連行されたわけではないとし、さらに、将校以上の高給を得ていたといった主張が英文で記されていた。

²⁹ 秦は、日本軍兵士とともに戦闘に加わり死んでいった慰安婦がいたことや、「慰安婦という表現には、国のために戦っている兵隊を慰安する使命感を持つ女というニュアンスがある」「彼女たちと兵隊たちとは…やはり連帯感のつながりがあった」という伊藤桂一（彼は中国戦線で7年間を過ごし、慰安婦についてたびたび言及していた作家）の言葉を紹介したうえで、「慰安婦たちのすべてを哀れな犠牲者、被害者と決めつけ、同情と憐びんの対象にするのはたやすいが、そうした公式観だけでは割り切れぬし、救われないと私は考える」と記している。ただし、秦は兵士と慰安婦との連帯感については「朝鮮人慰安婦たちにまであてはめるのは無理である」としている（秦郁彦「昭和史の謎を追う第37回 従軍慰安婦たちの春秋」『正論』1992年6月号）。

表1 売春施設の意味での慰安所の語が用いられた文献（国立国会図書館デジタルコレクション、1938年1月～1945年8月）

番号	筆者	書籍名/記事名	収録雑誌等	発行者	発行年月日	記述内容	備考
1	恩田重信	漢方医薬全書		科学書院	19380120	精液の漏出の病気で身体の衰弱を起こすことを防ぐために海軍慰安所にならって国民慰安所を作るべきである。	
2		戦線より	川柳きやり 19 (3)	川柳きやり社	19380301	上海ではこの頃兵士専用の特別慰安所ができて戦友一同張り切っています。	
3	中村皎久	戦線に使用して		中村皎久	19380315	運転手の兵士の言で、兵士の為に慰安所と云ふ所が出来ているが、花柳病にならぬよう自制している。	1938年1月から2月、中国派遣の郷土部隊を慰問した香川県議会議員の記録。
4	桑原生太郎	戦線に使用して		桑原生太郎	19380315	運転手の兵士の言で、兵士の為に慰安所と云ふ所が出来ているが、花柳病にならぬよう自制している。	1938年1月から2月、中国派遣の郷土部隊を慰問した香川県議会議員の記録。
5	本誌特派員	中支だより	実業の日本 41 (9)	実業之日本社	19380500	南京ではまだ商業進出は軍と関係のあるもののみで、慰安所などである。	
6	大谷勉庵	陣中通信 中編		草茎社	19380527	生理的の慰安所のPさんは、日本・朝鮮・「支那」とよりどりだが、その他は秘密である。	出征兵士の通信、Pさんとは売春を行う女性
7		性病に対する軍部の対策	皮膚と泌尿 6 (3)	「皮膚と泌尿」出版部	19380601	派遣部隊の慰安所の衛生管理は慰勞なきを期しあるが、性病予防をさらに徹底を。	
8	有田秋朗	中支戦跡ある記	警察協会雑誌 458	警察協会	19380701	南京の邦人の事業の多くは軍隊を相手とする食料店、雑貨、甘味の販売、飲食店、料理屋、慰安所等で、増加している。	
9	堀江三五郎	郷土部隊従軍記		信濃毎日新聞社	19380825	特別慰安所の本格的〇〇を急いでいるのを見た	
10	二宮静夫	漢口で会はん	御料林 125	帝室林野局林野会	19381001	最前線部隊を追ってすぐ占領地に入り込んでくるのは慰安所の娘子軍達だ。	応召者の通信。
11	宮地嘉六	従軍随筆：絵と文		赤塚書房	19381115	車中で10人の中国人女性、燕湖の慰安所に行く女性	
12	西直彦	竜胆		西直彦	19390000	慰安所行き女でもあろう連中を乗せた貨物船が行く。	
13	木村毅	涙の乃木將軍	富士 12 (1)	大日本雄弁会講談社	19390101	乃木は軍政署が慰安所を設置することも黙認したので娘子軍30名が蒙古近くの町にやってきた	
14	三村英雄ほか	京大YMCA太倉治療班報告 中支難民に手を延べて	開拓者 34 (1)		19390101	太倉には守備隊特務部のほか「内地人」は慰安所の女たちがいるのみである。	
15	堀川静夫ほか	南京現地座談会	実業の世界 36 (1)	実業之世界社	19390101	野依「堀川大尉に伺いたいのですが一兵隊さんの性欲問題すがね」／堀川「...慰安所がここにもあり、病気を注意しなければイケマセン」、野依「ここでは検閲は...」、堀川「しています、他に異議者もあったが、私は断然実行させました」、「支那女」にも検閲をしている。	堀川は南京憲兵分隊長
16	清閑寺晋	上海蜘蛛	揚子江 2 (2)	揚子江社	19390201	長崎から上海行の船に乗っている娼婦女性40人、勝手に契約書に印鑑を押されたという者もいる、慰安所行き姐さんと自嘲。邦人を慰め元気づける存在。	
17		荒川学士の通信	皮膚と泌尿 第7巻1号	「皮膚と泌尿」出版部	19390228	戦傷患者が少なく病院は暇であるが性病が散発、ここにも慰安所が今日から開設されるそうですから患者が増えないといいが心配している。	出征中の医学士の報告。

表1 売春施設の意味での慰安所の語が用いられた文献（続き）

番号	筆者	書籍名/記事名	収録雑誌等	発行者	発行年月日	記述内容	備考
18	松島蘇順泉	海南島より	日本医事新報 865		19390400	慰安所のやさしき女や雷雨晴れ、という俳句。	
19	東亜同文書院第三十五期生旅行誌編集委員会	靖亜行		東亜同文会業務部	19390401	白粉の化粧衰へ戦線に送られむとする慰安所の女・慰安所の女等あまた戦線へ送らるるとて群れ居たりけり、軍人軍属には方々に慰安所がある。	
20	三村英雄ほか	京大YMCA太倉治療班報告 中支難民に手を延べて	京都医学雑誌 36 (4)	京都医学会	19390430	太倉には守備隊特務部のほか「内地人」は慰安所の女たちのみがいる。	
21	重岡材輔	支那事変従軍記 (三)	大亜細亜 7 (5)	大亜細亜建設社	19390501	船中に慰安所に行く女性20人が同乗、日本人と朝鮮人が半々で無作法極まる、日清日露の時はなかった、満州事変の時も最初はなかった、ここに日本の大陸発展があるのかもしれない、戦場で荒んだ気持ちの兵士には女が慰安だ、一旅組も必要かもしれない。	
22	竹由天柱	態顕より送る国民精神総動員		三密寮本部	19390512	大朝青ポストの北支大陸生の投書、慰安所が最初にできる、日本人はこれでよいかな。	
23	木村毅	大山・児玉・乃木		大日本雄弁会講談社	19390520	乃木は軍政署が慰安所を設置することも黙認したので娘子軍30名が蒙古近くの町にやってきた。	
24	赤木毅	警備だより	冬柏 10 (6)	冬柏発行所	19390628	観察しぬ何港の慰安所の姑娘九人桃の花散る、春風に柳のなびき慰安所の姑娘の囁む砂糖黍かな	
25	ローテーション会幹事	赤星少尉に聞く従軍談 パイアス湾上陸と広東進撃	大阪工業倶楽部 242		19390700	帰還した赤星氏から特別慰安所のことなど体験談を聞く。	
26	日満財政経済研究会	中支視察報告			19390718	九江における法人在留者約1000名のうち約400名は飲食店慰安所関係である。	「極秘」としている。
27	神田肅	大陸進出読本		新々社	19390801	前線での酒保は大隊長の許可を得てやればよい訳だが、身元が確実でないや容易に許可をくれないのいならず、追々軍直営でやる傾向があり、慰安所も同様で特に身元が確実なことが第一条件である。	
28	紫野良	上海租界の見聞記	セルバン 104		19390900	上海戦の真只中で、未だその辺に砲弾が落ち来る頃、付近一帯に慰安所を営む権利を獲た男がゐたさうだ。	
29	海軍省医務局	支那沿岸及揚子江流域ニ於ケル一般衛生状況 前篇		東亜研究所	19391000	1933年時点の上海の公娼と私娼、私娼が相当多い、公娼は海軍慰安所。	
30	内田四郎	南京在留邦人の生活	興亜産業経済大観	実業之世界社	19391015	南京の邦人は中国の民衆相手に商売する位であってほしい、現在の成功者といえれば、飲食店や料理屋或いは○○相手の慰安所業ということでは、南京の邦人の経済建設もおぼつかない。	
31	桶谷虎之助	船と戦争		大日本出版社峯文荘	19391101	船に「支那娘」30名、慰安所を開くために南京からやってきた。	
32		新興當舖と崔承宗氏	経済市場 10 (11)	経済市場社	19391101	質屋を開業した崔承宗氏は軍慰安所朝日樓を営む高鳳仁氏の妹婿である。	
33	向井潤吉	北支風土記		大東出版社	19391105	戦地で汽車に乗ると、慰安所の主人などと一緒になって耳学問をする。	
34		困った日本人 ある帰還部隊長の話	祖国 11 (12)		19391200	戦地から日本内地へ送金する旗頭が慰安所まがいの料理屋であるのは、困ったものだ。	

表1 売春施設の意味での慰安所の語が用いられた文献（続き）

番号	筆者	書籍名/記事名	収録雑誌等	発行者	発行年月日	記述内容	備考
35	亀井部隊	大陸での業跡 業務詳報其他 上巻			19400000	部隊編成後4名が花柳病、すべて上陸後感染で原因は朝鮮または「支那」娼婦による、慰安所の状況は未調査。	
36	亀井部隊	大陸での業跡 業務詳報其他 中巻			19400000	性病がやや高率である、駐軍漸く安如にいたりし関係か、それとも京都師団の関係か、あるいは慰安所の質的問題に因るものか。	
37	野依秀市	特別読物南風 南支視察現地報告	実業の世界 37 (1)	実業の世界社	19400101	広州の約7000人の日本人の中には例の娘子軍が百数十名いる、疎かにしてはいけない。醜業婦などと言ったりするがとんでもない、これなかったらとても淋しくてたまったものではない。	
38			主計会報告 145		19400531	海南島内での通貨の流通として慰安所に対する支払いがある。	
39	浅見幸三		アララギ 33 (7)		19400701	慰安所の女等出でて水筒の湯を満たしてくれぬ孝感駅に	
40	水野戒三	郵便と兵隊	行 9 (7)	光明思想普及会	19400701	酒保も慰安所もないので貯金するので野戦郵便局はにぎわった。	
41	東亜同文書院大学	東亜同文書院大学東亜調査報告書 昭和14年度		東亜同文書院大学	19400730	岳陽においては慰安所の日本人（ほとんど朝鮮人）がいる。燕湖の慰安所関係月に2、3万円送金。合肥県に朝鮮人経営の慰安所1軒。安慶に慰安所関係の女性120名がいる。	
42	中村春台子	春の戦闘記：歌人軍医前線手記		春秋社	19400930	若い少尉がやってきて、色々珍しい事にぶつかって良い経験を得たと話し「この宿舎の裏に支那人の特種慰安所がありますよ、後学のため顔を出しておいてください」と大笑した。	1939年頃召集された中国戦線にいた軍医の日記。
43	千原輝一	しばぐり：故千原輝一大尉遺稿		千原延一	19401006	1938年1月1日、南京で慰安所と称せるもの開店と軍医より報告、戦争の裏面も探検。安慶の町は慰安所と散髪屋と飯屋しかない。	戦死した千原輝一の陣中日誌。
44	浅見幸三		斎藤茂吉ほか編『支那事变歌集』	岩波書店	19401020	慰安所の女等憲兵に会釈して連絡船に乗りこみ来たれり	
45	日本鉱山協会	半島人労務者ニ関スル調査報告		日本鉱山協会	19401200	朝鮮人に朝鮮料理屋を経営させて慰安所。性の慰安所なきも近くに売笑婦をおく料理屋。	
46	田口精一	老特務兵		モダン日本社	19401214	ぬあんしょは、慰安所、将兵の労苦を慰安するところの意味であろう。ちょうど今日が開業当日で、朝鮮の美人たちが済南の市中を歩き回っている。3000人くらいの兵隊が受け取った俸給合計2万4000円の4分の1は慰安所に行く。慰安所を必要とする兵隊たちは必ずしも非難すべきではない、人間的行為の表現である。	1937年7月頃召集を受けて1年間中国戦線にいた輻重兵のエッセイ風読み物。
47	野依秀市	南北支那現地要人を敵く		秀文閣書房	19401215	広州にも慰安所が設けられている、娘子軍がいなかったら寂しい、例の娘子軍は150人、朝鮮人が相当多い、感謝の念を持つ。	
48	赤木毅	船人の歌	冬柏 12 (1)	冬柏発行所	19401228	椰子芭蕉青く〇〇の慰安所の大和撫子土人色せり／雀啼き〇〇は暑し慰安所の寝乱れ女ゆききするさへ	
49	大政翼賛会	調査委員会第一委員会速記録		大政翼賛会	19410000	海外に出ている日本人が錬成されていない、兵隊さんのいった後に慰安所がいくとか、安カフェーが開店するなど、問題である。	
50	佐々木元勝	野戦郵便旗		日本講演通信社	19410210	廃屋に慰安所が開業している。小学校も中学校も福岡だったという「半島人」が、ここで慰安所を開業している。こんな雑踏に慰安所が14か所もあり、「半島人」の女たち。慰安所をのぞいている兵隊がいる。	筆者は野戦郵便局隊員。
51	木村毅	乃木將軍		博文館	19410615	乃木は軍政署が慰安所を設置することも黙認したので娘子軍30名が蒙古近くの町にやってきた。	

表1 売春施設の意味での慰安所の語が用いられた文献（続き）

番号	筆者	書籍名/記事名	収録雑誌等	発行者	発行年月日	記述内容	備考
52	中村正徳	仏印進駐		風土社	19411010	60里の間へ分散配置されていた兵団のためのただ2軒の皇軍慰安所の前を通過、半島出身の女たちが、大日本国防婦人会の標をかけて門に立っている。	仏印進駐に参加した兵士の手記。
53	松崎啓次	上海人文記		高山書院	19411020	特務部に出現、公文書を受付に出す、そこにいろいろな人が訪ねてきている、奥地へ行く慰安所の主人やブローカーたちがいる。	映画製作の任務で中国に渡った人物の手記。
54	荒木忠	戦地に於ける慰安	偕行社記事 808	偕行社編集部	19420105	戦地では慰安を求める途は少ないので、軍特殊慰安所はもとより必要、しかし各家庭でも悪所通いは禁止、健全娯楽が必要である。	筆者は陸軍軍医。
55	中島信二	精神感作大なる戦場に於て精神教育を徹底せしむる為の具体的方策	偕行社記事 810	偕行社編集部	19420305	異性に対する慰安所は取締内規を定め隊長躬ら履行する。	筆者は陸軍大佐。
56	三木録三	無辜梅毒? の一例	治療及処方 265	治療及処方社	19420311	「中支」の軍関係で働く婦人が、銭湯で入浴、慰安所の婦人がこれを使っていて、梅毒にかかった。	筆者は医学博士。
57	住江金之	慰問団	日産農業 245		19420401	戦地には所謂慰問所という女隊も行っているが、兵隊さんの心理には単に慰安所だけでは割り切れぬ何かがある。	
58	久保山雄三	石炭大観		公論社	19420625	淮南煤礦股份有限公司、上海租界に本店、軍囑託を受けて慰安所接客婦の健康診断を実施す。	
59	小田明夫	戦線素描		日本文林社	19420715	一里余り行った安義には食堂4、5軒、カフェーが2軒、慰安所が10軒。前線の町、占領後一番乗りにはぜんざい屋、タバコ屋などそのあとに慰安所など、これらの商人のうち「半島人」の進出が目まじしいが資本の関係のため恒久的商売ではない、娘子軍には「半島人」、現地人が半々。南京で人力車に乗ると、黙っていても軍人軍属以外お断りの慰安所に連れていく、これは契約があるためだろう。	初刷2500部、出征兵士による1938年10月～1940年4月までの華中・華南の体験を描いた手記。
60	田口精一	ほがらか特務兵		先生書店	19421010	みあんしょは、慰安所、将兵の労苦を慰安するところの意味であろう。ちょうど今日が開業当日で、朝鮮の美人たちが済南の市中を歩き回っている。3000人くらいの兵隊が受け取った俸給合計2万4000円の4分の1は慰安所に行く。慰安所を必要とする兵隊たちは必ずしも非難すべきではない、人間的行為の表現である。	兵として1937年7月から1年中国戦線で転戦した者のエッセイ風読み物。
61	伊藤金次郎	暁の海南島		忠文館書店	19421110	現地の中国人女性の間では、日本女性と言えば例の慰安所に働く特殊の婦人を常に先入主づけられていた。	
62	伊崎浩司	討伐日記		ぐろりあ・そさえて	19421215	慰安所を冷かしてくる兵隊、朝日屋が慰安所をやらせてくれという話、〇〇鎮や遊びに行くような男はそんなにいない、2軒ある慰安所が商売替えしようか悩んでいる。	1938年8月に出征した兵士の日記。著者は宮城道雄の門人。
63	労働科学研究所	半島労働者勤務状況に関する調査報告			19430500	慰安所（カルボー）1。太陽館（気分転換の慰安所、酒を供し、女を置く、会社の建物、営業は別）。性欲解決策として慰安所。	
64	同仁会	同仁会四十年史		同仁会	19430616	上海虹口の診療所、1940年11月19日、登部隊の委嘱に依って毎週火曜、水曜両日午後慰安所接客婦の検査を担当。特殊婦女の検査、健康調査は従来、南昌兵站が担当していたが、1939年7月26日から軍管理のまま当班に移転。	
65	深堀游亀	従軍記者の顔	紙弾	支那派遣軍報道部	19430620	在上海新聞記者、後藤及び赤松代議士、赤星が光らと有蓋貨車の人となった、車中、松江、杭州慰安所行の娘子軍と一緒にいる。	報道班長、上海にいた、陸軍大佐の手記。
66	高橋信吉	熱帯と性病(南洋資料;第281号)		南洋経済研究所出版部	19430920	南方に於ける性病への対策、妓楼、慰安所等における予防設備の万全を期する。	
67	永田稠	南方拓殖第一報(建国物語;第4編)		日本力行会	19431015	民生部の裏に日本人の慰安所、崩越しに、松子、花子の名札、もちろんインドネシアの淫売、このほかに高等官用には台湾娘。	
68		東京都の船員優遇	海運報国 3(10)	日本海運報国団	19431015	慰安所優遇、吉原・洲崎・千住・品川・新宿の各貨座敷業者は新たに発行の『海員章』持参の船員に対し、一時間金5円50銭(税金共)の料金で優遇。これを携帯すれば、一般営業時間外即ち昼間でも軍人同様登楼が出来る。	

表2 慰安婦の語が用いられた文献（国立国会図書館デジタルコレクション、1938年1月～1945年8月）

番号	筆者	書籍名/記事名	収録雑誌等	発行者	発行年月日	記述内容	備考
1		婦人の大陸進出案内 大陸手就職するには？ 渡航手続きは？	主婦の友 23 (9)		19390900	内地の某地方新聞に「慰安婦募集、月収200円以上」の広告があり、これに応じて純朴な数名の女性が中国に渡ったところ、慰安婦とは内地の娼妓のことであった。	
2	今村一郎	安徽省長江流域に於ける日本人商工業者の活動状況	東亜同文書院大学東亜調査報告書 昭和14年度	東亜同文書院大学	19400000	安慶居留民出身地別表、1939年4月1日現在、朝鮮80名、うち58名は慰安婦	
3	河井聖士郎		若葉 168		19420400	慰安婦にしかられている外は雪	牡丹江からの投稿
4	洲崎七郎	満洲より	東大産婦人科学教室業績月報	東大産婦人科学教室同窓会	19420600	部隊に派遣され特殊任務についている、当市は人口5万、目下〇〇名の慰安婦について診断と治療、兵の性的対策について書いている。	
6	芹江裕	花東に代へて みどりに贈る	日本詩壇 116	日本詩壇発行所	19430801	日本娘よと人越しに吾も見たるに 眉引きて軽羅纏へる/渡り来し慰安婦なりし/彼女等に勲しはあれ 正視するに吾堪えへざりき	場所はインドネシア
7	佐藤青水草	北信	俳句研究 11 (4)	改造社	19440202	寒雀翳り慰安婦額ちさく	斉齊哈爾在住者の俳句
8	加藤秩彌	比島の流行歌	自警 27 (1)	警視庁警務部教養課	19450101	市内のキャバレーなどの女にしても、慰安婦の類にしても、唄と云へば殆ど日本の流行歌	筆者はマニラ在留の警官